

第3章 水質汚濁

第1節 水質汚濁の状況

1 環境基準等

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」により人の健康の保護に関する基準と生活環境の保全に関する基準が定められている。この基準は、工場・事業場からの排水等の規制基準ではなく、公共用水域及び地下水の水質保全のための行政上の目標として、維持することが望ましい基準とされている。

人の健康保護に関する環境基準は、すべての公共用水域及び地下水に一律に適用され、カドウム等23項目について定められている。

生活環境の保全に関する環境基準は、上水道、農業用水等、各公共用水域の利水目的に応じて水域ごとに類型指定を行うこととされており、本県においては千代川、天神川、日野川、湖山池、東郷池、中海、美保湾及び日本海沿岸の各水域について類型指定が行われている。

このほかに現時点では環境基準項目ではないが、今後、科学的知見を集積すべき項目並びに評価の目安として「要監視項目」及び「公共用水域等における農業の水質評価指針」が定められている。

2 環境基準のあてはめ

水質汚濁に係る環境基準は昭和45年4月21日に閣議決定された。この環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準からなっている。

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域に一律に適用され、かつ、直ちに達成維持するものとされている。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じて知事があてはめることとされており、県下の公共用水域のうち千代川、天神川、日野川、湖山池、東郷池、中海、美保湾及び日本海沿岸海域について、表25のとおり水質汚濁に係る環境基準の水域類型のあてはめを行い、これを水質保全行政の目標としている。

表25 県内水域の環境基準あてはめ状況

水 域 名	告 示 年月日	類 型	環境基準の 達 成 期 間	基 準 値						
				pH	BOD	COD	SS	DO	大腸菌群数	油分
千代川上流（有富川との合流点から上流）	昭和 46. 9.14	河川AA	直ちに達成する。	6.5～8.5	mg/l 1以下	mg/l	mg/l 25以下	mg/l 7.5以上	MPN/100ml 50以下	
天神川上流（小鴨川との合流点から上流）	"	" AA	"	"	"		"	"	"	
日野川上流（日野橋から上流）	"	" AA	"	"	"		"	"	"	
千代川下流（有富川との合流点から下流）	46. 9.14	河川 A	直ちに達成する。	6.5～8.5	2以下		25以下	7.5以上	1,000以下	
天神川下流（小鴨川との合流点から下流）	"	" A	"	"	"		"	"	"	
日野川下流（日野橋から下流）	"	" A	"	"	"		"	"	"	
湖山池全域	46. 9.14	湖沼 A	5年以内で可及的すみやかに達成する。	6.5～8.5		3以下	5以下	7.5以上	1,000以下	
東郷池全域	"	" A	"	"		"	"	"	"	
斐伊川水系の中海及び境水道	47.10.31	" A	"	"		"	"	"	"	
美保湾（計画港湾施設内の海域）	48. 3.20	海域 B	直ちに達成する。	7.8～8.3		3以下		5以上	—	検出されないこと
美保湾（その他の海域）	"	" A	5年以内で可及的すみやかに達成する。	7.8～8.3		2以下		7.5以上	1,000以下	検出されないこと
鳥取県地先海域（美保湾を除く）	48. 3.30	" A	直ちに達成する。	"		"		"	"	"

水 域 名	告 示 年 月 日	類 型	環境基準の達成期間	基 準 値	
				全窒素	全 磷
斐伊川水系の中海及び境水道	昭和 61. 4 1	湖 沼 III	段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める。	mg/l 0.4以下 湖沼水質保全計画 水質目標値 (H10年度) 0.65	mg/l 0.03以下 湖沼水質保全計画 水質目標値 (H10年度) 0.069
千代川水系 の湖山池	平成 8. 4. 19	湖 沼 III	段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める。	mg/l 0.4以下 湖山池水質管理計画 水質目標値 (H12年度) 0.79	mg/l 0.03以下 湖山池水質管理計画 水質目標値 (H12年度) 0.056

3 水質汚濁の現況

県内の公共用水域について、水質汚濁防止法に基づく水質測定計画を定め、関係機関（建設省、鳥取市、倉吉市、米子市、船岡町、青谷町、岸本町）の協力を得て、水質の測定を行った。

対象水域の概要図は資料25に示す。

(測定対象公共用水域)

河川	千代川水系	千代川、旧袋川、孤川、山白川、天神川、湖山川、枝川、福井川、三山口川、野坂川、袋川、有富川、大路川、砂見川、八東川、私都川、佐治川、大江川、見槻川
	天神川水系	天神川、国府川、小鴨川、鴨川、玉川、絵下谷川、鉢屋川、三徳川、加茂川
	日野川水系	日野川、法勝寺川、板井原川、小松谷川、別所川
	二級河川	蒲生川、塩見川、河内川、勝部川、由良川、加勢蛇川、阿弥陀川、佐陀川
	斐伊川水系	旧加茂川、加茂川、大正川
湖沼	湖山池、多鯨ヶ池、東郷池、中海	
海域	美保湾、日本海沿岸	

(1) 人の健康の保護に関する項目〔健康項目〕

平成8年度は38河川103地点3,514検体、4湖沼15地点727検体及び2海域16地点564検体、合計134地点4,805検体について測定を行った。その結果、前年度と同様に全検体が環境基準に適合しており、調査を実施した県内の公共用水域は全水域とも清浄であった。

なお、検体数の算定についてはカドウム、シアン等の各項目を1検体として扱っている。

表26 人の健康の保護に関する環境基準(昭46.12.28 環境庁告示第59号)

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P C B
新基準値	0.01mg/ℓ以下	検出されないこと	0.01mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下	0.0005mg/ℓ以下	検出されないこと	検出されないこと

項目	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
新基準値	0.03mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.004mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下

項目	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジソ	チオヘンカルブ	ヘンゼン	セレン
新基準値	0.006mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.006mg/ℓ以下	0.003mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下

(2) 生活環境の保全に関する項目〔生活環境項目〕

河川 pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数

湖沼 pH、COD、SS、DO、大腸菌群数、全窒素、全磷

海域 pH、COD、油分、DO、大腸菌群数

ア 概 要

主要水域の水質汚濁状況の概要を生活環境項目の代表的指標であるBOD(河川に適用)又はCOD(湖沼、海域に適用)で見れば、次のとおりである。

(注) 本白書では、BOD及びCODの評価について、環境基準の類型をあてはめている水域に対する環境基準の達成状況、又はその他の水域に対する基準相当類型の評価に関しては75%値(表27注を参照)を適用し、水質の汚濁状況、水質の経年変化等の評価には、年平均値を用いている。

《河川》

一級河川(千代川、天神川、日野川)の水質は、おおむね下流部は環境基準に定める河川類型

AA～A(表27参照、以下同じ)、上流部は河川類型AA～Aに相当しており千代川上流部 天神川上流部を除き環境基準に適合している。

二級河川(蒲生川、塩見川、河内川、勝部川、由良川、加勢蛇川、阿弥陀川、佐陀川)について見ると、勝部川の一部に類型Eに相当する地点があるものの、他の地点はすべて類型AA～Aに相当しており、おおむね清浄な水質である。

都市河川のうち、鳥取市内を流れる旧袋川は河川類型A～B相当、倉吉市内の玉川は類型AA～Eより悪い相当、また米子市内の旧加茂川は類型Cに相当する水質であり 一部を除いていずれも依然として汚濁している。

《湖 沼》

湖山池はCOD(75%値)4.8～5.3mg/lで湖沼類型B～Cに相当、多鯰ヶ池は2.7～2.9mg/l(同A相当)、東郷池4.1～4.6mg/l(同B相当)と多鯰ヶ池を除きいずれも池全体が汚濁しているが、中海は2.8～7.5mg/l(同A～C相当)と地点によって汚濁状況に幅がある。

また、全窒素、全磷については、湖山池は全窒素及び全磷がⅣ～Ⅴに相当し、東郷池は、全窒素がⅤ相当、全磷がⅣ相当、多鯰ヶ池は全窒素Ⅳ相当、全磷Ⅱ相当、中海は全窒素が類型Ⅲ～Ⅴ相当、全磷は類型Ⅳ～Ⅴより悪い相当であり いずれの湖沼も富栄養化している。

《海 域》

美保湾はCOD(75%値)0.9～2.0mg/lと海域の類型Aに相当しており、また、本県の日本海沿岸海域は0.8～1.9mg/l(同A相当)と全域ではほぼ清浄な水質を保持している。

なお、県内の19海水浴場はすべて環境庁の判定基準による「水質AA～A」(「適」な水浴場)に該当している。

表27 BOD又はCODの概要及び環境基準適合状況

水 域 名	地 点 名	BOD又はCOD 年 平 均 値 (mg/l)	環 境 基 準 適 合 状 況					
			あてはめて いる 類 型	適 合 率 (%)	BOD又はCOD 75% 値 (mg/l)	相 当 す る 類 型		
〔河 川〕 (一級河川) 千代川水系	千代川	賀行 露	1.3	A	91.7	1.4	A	
		源 太 徳	1.3	A	91.7	1.4	A	
	八 東 川	稲 常	0.9	AA	66.7	1.1	A	
		佐 貫	1.1	AA	58.3	1.1	A	
		市 瀬	1.1	AA	66.7	1.2	A	
		毛 谷	0.7	AA	91.7	0.7	AA	
		片 山	0.6	AA	100	0.6	AA	
		代 寺	0.6	—	—	0.7	AA	
	私 都 川	万 代	岸 野	0.7	—	—	0.8	AA
			下 門	0.7	—	—	0.9	AA
尾			0.8	—	—	0.8	AA	
佐 治 川	小 原	0.7	—	—	0.9	AA		
天神川水系	天 神 川	田 後	1.2	A	91.7	1.4	A	

水 域 名	地 点 名	BOD又はCOD 年 平 均 値 (mg / ℓ)	環 境 基 準 適 合 状 況					
			あてはめて い る 類 型	適 合 率 (%)	BOD又はCOD 75% 値 (mg / ℓ)	相 当 す る 類 型		
天 神 川	小 田	1.1	A	96.3	1.4	A		
	大 原	1.1	AA	50.0	1.4	A		
	今 泉	1.0	AA	75.0	1.0	AA		
小 鴨 川	穴 鴨	0.6	AA	100	0.7	AA		
	巖 城	1.2	—	—	1.5	A		
	原 町	1.1	—	—	1.2	A		
三 德 川	関 金	1.1	—	—	1.2	A		
	今 西	0.7	—	—	0.7	AA		
	大 瀬	0.8	—	—	0.9	AA		
加 茂 川	森 柴	0.6	—	—	0.6	AA		
		0.6	—	—	0.6	AA		
日 野 川 水 系	皆 生	1.1	A	91.7	1.4	A		
		車 尾	1.0	A	100	1.1	A	
		八 幡	0.8	AA	91.7	0.8	AA	
		溝 口	0.9	AA	75.0	0.9	AA	
		武 庫	0.8	AA	91.7	0.8	AA	
		下 榎	0.7	AA	91.7	0.7	AA	
		生 山	0.7	AA	83.3	0.6	AA	
		矢 戸	0.6	AA	100	0.6	AA	
		福 法	1.1	—	—	1.2	A	
		勝 寺	1.0	—	—	1.2	A	
法 勝 寺 川	高 尾	0.5	—	—	0.5	AA		
		0.5	—	—	0.5	AA		
(二 級 河 川)	蒲 生 川	3 地 点	0.7~1.0	—	—	0.6~0.9	AA	
		塩 見 川	〃	0.9~1.6	—	—	1.1~1.8	A
		河 内 川	〃	0.6~1.0	—	—	0.5~1.0	AA
	勝 部 川	9 地 点	0.6~8.3	—	—	—	0.6~10	AA~E
		由 良 川	3 地 点	1.4~2.0	—	—	—	1.3~2.0
	加 勢 蛇 川	〃	0.5~0.9	—	—	—	0.5~0.8	AA
		阿 弥 陀 川	〃	0.6~1.2	—	—	—	0.7~1.4
	佐 陀 川	〃	0.8~1.9	—	—	—	0.9~1.3	AA~A
		旧 袋 川	7 地 点	1.6~2.9	—	—	—	1.8~3.0
	玉 川	5 地 点	0.6~9.4	—	—	—	0.7~13	AA~Eより悪い
旧 加 茂 川		〃	2.5~3.3	—	—	—	3.3~4.0	C
〔 湖 沼 〕	湖 山 池	4 地 点	4.2~4.6	A	0~16.7	4.8~5.3	B~C	
		東 郷 池	4 地 点	3.9~4.1	A	8.3~25.0	4.1~4.6	B
	多 鯨ヶ 池	3 地 点	2.8~2.9	—	—	—	2.7~2.9	A
		中 海	9 地 点	1.4~6.2	A	0~100	1.7~7.5	A~C
〔 海 域 〕	美 保 湾	7 地 点	0.8~1.7	A	75.0~100	0.9~2.0	A	
		1 地 点	1.0	B	100	1.1	A	
日 本 海 沿 岸	海 水 浴 場	8 地 点	0.6~1.0	A	100	0.8~1.9	A	
		19 地 点	<0.5~1.4	(A)	100	<0.5~1.9	A	

(備考：海水浴場については、開設期間内に測定した「遊泳区域」の水質を示す。)

(注) 適合率(%) = $\frac{\text{環境に適合した日数}}{\text{総測定日数}} \times 100$

適合率が75%以上の場合、環境基準に適合しているものとする。(環境庁通達)

75%値 年間のy個の日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べた場合の(y×0.75)番目(その数が整数でない時は、直近上位の整数)の数値をいい、環境基準の水域類型にあてはめに係る水質値を示す。

〔例〕A地点の測定値(平均値)が下記の場合
 6.0 6.1 6.2 6.5 6.7 6.8 6.8 7.0 7.5 8.0
 75%値=10×0.75=7.5→8番目の値 7.0

表28 全窒素、全磷の環境基準適合状況

水域名	あてはめて いる環境 基準類型	環境基準適合状況						
		地点名	全窒素 年平均値 (mg/l)	環境基準 適合率 (%)	相当する 環境基準 類型	全磷 年平均値 (mg/l)	環境基準 適合率 (%)	相当する 環境基準 類型
湖山池	Ⅲ 〔全窒素 0.4mg/l以下 全磷 0.03mg/l以下〕	布勢地先	0.61	0 (91.7)	V	0.052	8.3 (75.0)	V
		堀越地先	0.61	8.3 (91.7)	V	0.047	16.7 (83.3)	Ⅳ
		中央部	0.60	8.3 (91.7)	Ⅳ	0.051	25.0 (50.0)	V
		松原地先	0.65	0 (91.7)	V	0.059	0 (50.0)	V
東郷池	—	下浅津地先	0.68		V	0.045		Ⅳ
		中央部	0.71		V	0.047		Ⅳ
		野花地先	0.70		V	0.047		Ⅳ
		松崎地先	0.73		V	0.047		Ⅳ
多鯨ヶ池	—	西部	0.57		Ⅳ	0.010		Ⅱ
		東南部	0.56		Ⅳ	0.008		Ⅱ
		北部	0.59		Ⅳ	0.010		Ⅱ
中海	Ⅲ 〔全窒素 0.4mg/l以下 全磷 0.03mg/l以下〕	境水道 中央部	0.36	66.7 (100)	Ⅲ	0.036	41.7 (100)	Ⅳ
		渡町地先	0.41	50.0	Ⅳ	0.037	58.3	Ⅳ
		葭津地先	0.69	29.2 (79.2)	V	0.068	20.8 (58.3)	V
		米子湾 中央部	1.00	0 (33.3)	V	0.100	0 (20.8)	V
		美保飛行場 地先	0.48	58.3	Ⅳ	0.058	16.7	V
		彦名町地先	0.68	8.3	V	0.076	0	V
		旧加茂川 河口地先	1.10	0	Vより悪い	0.120	0	Vより悪い
		境水道出口	0.28	91.7	Ⅲ	0.031	58.3	Ⅳ
		中浜港	0.56	50.0	Ⅳ	0.065	25.0	V

(注) 評価方法 表層の年間平均値により行うものとする。(環境庁水質保全局長通達)

適合率 (環境基準に適合した検体数/総検体数) × 100

環境基準適合率、環境基準適合状況の()

〔湖山池〕鳥取県告示第278号の平成12年における暫定目標値に対する適合率、適合状況である。

暫定目標値 全窒素0.79mg/l、全磷0.056mg/l

〔中海〕「第2期中海に係る湖沼水質保全計画」に定める平成10年度における水質目標値に対する適合率、適合状況である。

湖沼水質保全計画水質目標値・全窒素0.65mg/l 全磷0.069mg/l

イ 水域別

(ア) 河川

a 三大河川

○千代川水系

千代川は有富川との合流点（河口から約7km上流）から上流は河川類型AA、下流は類型Aの環境基準が指定されており BOD（75%値）で見ると、7測定地点（類型AA水域5地点、A水域2地点）のうち3地点（類型AA水域3地点）が基準に適合しておらず、A類型に相当している。その他の項目について、それぞれの指定類型に対する環境基準適合率を見ると類型AAの水域ではDO100%、SS100%、大腸菌群数0%、類型Aの水域でDO91.7%、SS100%、大腸菌群数16.7%となっている。

各河川の水質の状況をBOD年平均値で見れば、千代川（0.6~1.3mg/l）及び千代川に流入する八東川、私都川、佐治川（0.6~0.8mg/l）とおおむね清浄である。

水質の汚濁状況（BOD）を前年度と比較すると、千代川及び流入河川である八東川、私都川、佐治川ともやや良くなっているが、経年的に見るとはほぼ同程度である。

（注）各河川の水質経年変化、環境基準適合率の詳細については資料26を参照のこと。）

表29 測定結果

河川名	指定類型	地点名	測定日数	pH	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	7年度 BOD (mg/l)	
千代川水系	A	賀露	12	7.3	9.4	1.3(1.4)	3	$3.3 \times 10^2 \sim > 2.4 \times 10^5$	1.5	
	A	行徳	12	7.2	9.7	1.3(1.4)	6	$5.0 \times 10^2 \sim 1.5 \times 10^5$	1.3	
	AA	源太橋	12	7.1	10	0.9(1.1)	4	$2.3 \times 10^2 \sim 1.1 \times 10^5$	1.0	
	AA	稲常	12	7.2	10	1.1(1.1)	4	$2.3 \times 10^2 \sim 1.7 \times 10^5$	1.0	
	AA	佐貫	12	7.3	10	1.1(1.2)	4	$3.3 \times 10^2 \sim > 2.4 \times 10^5$	1.4	
	AA	市瀬	12	7.6	10	0.7(0.7)	2	$7.0 \times 10^2 \sim 1.3 \times 10^4$	0.9	
	AA	毛谷	12	7.5	10	0.6(0.6)	1	$7.8 \times 10 \sim 1.1 \times 10^4$	0.6	
	八東川	—	片山	12	7.7	11	0.6(0.7)	2	$2.3 \times 10^2 \sim 9.5 \times 10^3$	0.7
		—	万代寺	12	7.7	11	0.7(0.8)	2	$1.3 \times 10^2 \sim 2.4 \times 10^4$	0.8
		—	岸野	12	7.6	11	0.7(0.9)	2	$2.3 \times 10^2 \sim 3.3 \times 10^3$	0.6
私都川	—	下門尾	12	7.6	10	0.8(0.8)	4	$7.0 \times 10^2 \sim 5.4 \times 10^4$	0.8	
佐治川	—	小原	12	7.6	10	0.7(0.9)	2	$7.8 \times 10 \sim 4.6 \times 10^3$	0.8	

() 内は75%値

(測定地点図)
〔千代川〕

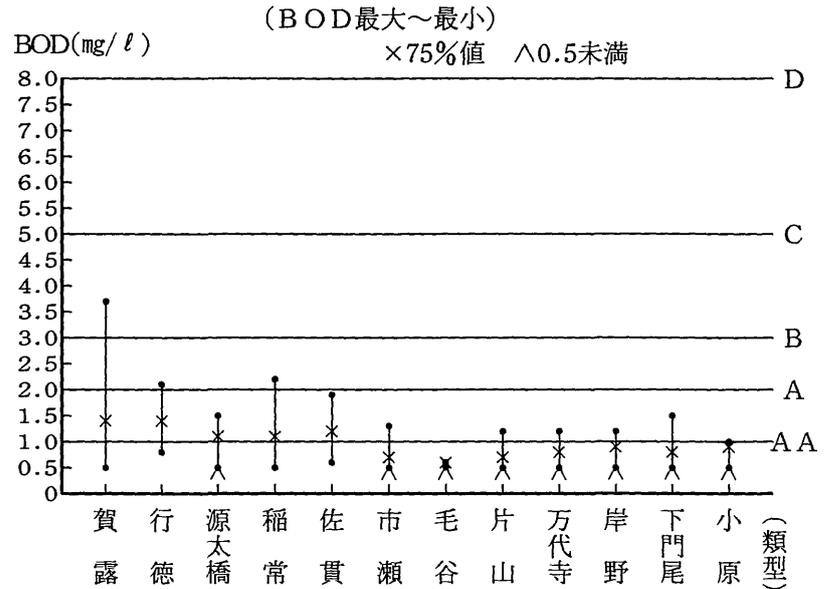


表30 経年変化

水 域 名	地 点 名	B O D 年 平 均 値 (mg/l)					
		H 3 年 度	H 4 年 度	H 5 年 度	H 6 年 度	H 7 年 度	H 8 年 度
千代川水系 千代川	賀 露	0.9	➡ 1.2	1.2	➡ 2.1	⇨ 1.5	1.3
	行 徳	0.9	➡ 1.0	1.0	➡ 1.4	⇨ 1.3	1.3
	源 太 橋	0.8	➡ 0.7	➡ 1.0	➡ 1.4	⇨ 1.0	0.9
	稲 常	1.1	➡ 1.4	⇨ 0.9	➡ 1.6	⇨ 1.0	1.1
	佐 貫	1.0	➡ 0.9	0.9	➡ 1.6	1.4	⇨ 1.1
	市 瀬	0.7	➡ 0.8	0.8	0.8	0.9	0.7
	毛 谷	0.6	➡ 0.7	0.6	0.7	0.6	0.6
八東川	片 山	0.7	➡ 0.8	0.7	➡ 1.1	⇨ 0.7	0.6
	万 代 寺	0.6	➡ 0.8	0.8	0.9	0.8	0.7
私都川 佐治川	岸 野	0.5	➡ 0.8	0.7	0.7	0.6	0.7
	下 門 尾	⇨ 0.6	➡ 0.9	0.8	➡ 1.1	⇨ 0.8	0.8
	小 原	⇨ 0.6	➡ 0.9	0.9	0.8	0.8	0.7

(注) ⇨ 前年度に比べ良くなったもの ➡ 前年度に比べ悪化したもの

○天神川水系

天神川は小鴨川合流点（河口から約7km上流）から上流は、河川類型AA、下流は類型Aの環境基準が定められており、BOD（75%値）でみれば5測定地点（類型AA水域3地点、A水域2地点）のうち、類型AAの1地点が基準に適合しておらず類型Aに相当している。BOD以外の項目の環境基準適合率をみると、類型AAの水域では、DO100%、SS97.2%、大腸菌群数0%、類型Aの水域で、DO100%、SS94.9%、大腸菌群数2.6%となっている。

各河川の水質の状況をBOD年平均値で見れば、天神川（0.6~1.2mg/l）及び天神川に流入する小鴨川（0.7~1.2mg/l）、三徳川（0.6~0.8mg/l）とおおむね清浄である。

水質の汚濁状況（BOD）を前年度と比較すると、一部地点を除きやや良くなっているが、経年的に見るとほぼ同程度である。

表31 測定結果

河川名	指定類型	地点名	測定日数	pH	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	7年度BOD (mg/l)
天神川水系	天神川	A 田後	14	7.1	9.9	1.2(1.4)	6	$4.9 \times 10^2 \sim 3.5 \times 10^4$	1.4
		A 小田	29	7.2	10	1.1(1.4)	5	$1.7 \times 10^3 \sim 1.2 \times 10^5$	1.1
		AA 大原	14	7.3	10	1.1(1.4)	5	$1.3 \times 10^3 \sim 4.9 \times 10^4$	0.9
		AA 今泉	14	7.4	10	1.0(1.0)	5	$2.3 \times 10^2 \sim 1.3 \times 10^4$	1.1
		AA 穴鴨	12	7.5	11	0.6(0.7)	2	$2.2 \times 10^2 \sim 7.9 \times 10^3$	0.6
	小鴨川	— 巖城	14	7.2	9.7	1.2(1.5)	8	$1.7 \times 10^3 \sim 7.9 \times 10^4$	1.1
		— 河原町	14	7.3	10	1.1(1.2)	4	$7.0 \times 10^2 \sim 7.9 \times 10^4$	1.1
		— 関金	14	7.5	10	1.1(1.2)	4	$7.0 \times 10^2 \sim 3.3 \times 10^4$	1.1
		— 今西	12	7.7	11	0.7(0.7)	1	$4.5 \times 10 \sim 4.9 \times 10^3$	0.6
	国府川	— 福光	14	7.3	9.8	1.3(1.7)	6	$4.9 \times 10^2 \sim 7.9 \times 10^4$	1.2
	三徳川	— 大瀬	12	7.7	11	0.8(0.9)	3	$1.3 \times 10^3 \sim 1.3 \times 10^5$	0.8
		— 片柴	12	7.6	11	0.6(0.6)	2	$4.9 \times 10^2 \sim 4.9 \times 10^4$	0.7
	加茂川	— 森	12	7.5	11	0.6(0.6)	2	$1.3 \times 10^2 \sim 1.7 \times 10^4$	0.7

(測定地点図)
(天神川)

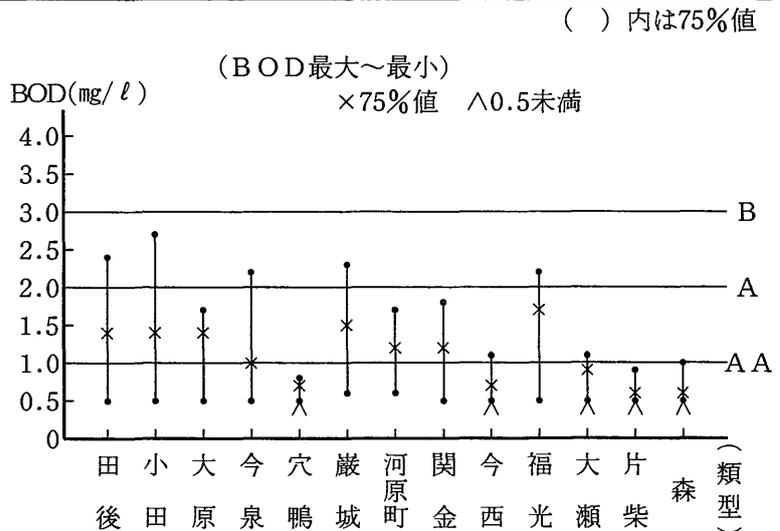


表32 経年変化

水域名	地点名	BOD年平均值 (mg/l)					
		H 3年度	H 4年度	H 5年度	H 6年度	H 7年度	H 8年度
天神川水系 天神川	田後	1.3	1.2	1.0	1.1	➡ 1.4	1.2
	小田	1.1	0.9	0.8	➡ 1.1	➡ 1.1	1.1
	大原	⇨ 0.9	0.9	⇨ 0.6	➡ 0.9	0.9	1.1
	今泉	0.8	0.7	0.5	➡ 0.9	1.1	1.0
	穴鴨	0.9	0.7	0.5	➡ 0.9	⇨ 0.6	0.6
小鴨川	巖城	0.9	0.9	⇨ 0.6	➡ 1.2	1.1	1.2
	河原町	1.0	0.8	0.6	➡ 1.2	1.1	1.1
	関金	1.0	0.8	0.6	➡ 1.3	1.1	1.1
	今西	0.8	0.7	0.5	➡ 0.9	⇨ 0.6	0.7
三徳川	大瀬	1.0	0.9	⇨ 0.6	➡ 0.9	0.8	0.8
	片柴	0.8	0.8	0.6	0.8	0.7	0.6
加茂川	森	0.8	0.7	0.6	➡ 0.9	0.7	0.6

○日野川水系

日野川は日野橋（河口から約3km上流）から上流は河川類型AA、下流は類型Aの環境基準が定められており、BOD（75%値）でみれば8測定地点（類型AA水域6地点、A水域2地点）すべてが基準に適合している。BOD以外の項目の環境基準適合率をみると、類型AAの水域では、DO100%、SS100%、大腸菌群数1.4%である。また、類型Aの水域では、DO100%、SS100%、大腸菌群数は12.2%となっている。

各河川の水質の状況をBOD年平均值で見れば、日野川（0.6~1.1mg/l）及び法勝寺川（1.0~1.1mg/l）板井原川（0.5mg/l）とも おおむね清浄である。

水質の汚濁状況（BOD）を前年度と比較するとやや良くなっているが、経年的に見るとほぼ同程度である。

表33 測定結果

水域名	指定類型	地点名	測定日数	pH	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	7年度BOD (mg/l)	
日野川水系	A	皆生	13	7.2	10	1.1(1.4)	7	$2.3 \times 10^2 \sim 1.3 \times 10^4$	0.9	
	A	車尾	31	7.4	10	1.0(1.1)	5	$3.3 \times 10^2 \sim 1.7 \times 10^4$	1.1	
	AA	八幡	13	7.5	11	0.8(0.8)	3	$3.3 \times 10^2 \sim 1.3 \times 10^4$	0.9	
	AA	溝口	13	7.3	11	0.9(0.9)	3	$7.9 \times 10^2 \sim 1.3 \times 10^4$	0.9	
	AA	武庫	12	7.7	11	0.8(0.8)	4	$3.3 \times 10^2 \sim 3.5 \times 10^4$	0.7	
	AA	下榎	12	7.6	11	0.7(0.7)	5	$1.7 \times 10^2 \sim 4.9 \times 10^3$	0.7	
	AA	生山	12	7.8	11	0.7(0.6)	3	$4.9 \times 10^2 \sim 2.4 \times 10^4$	0.6	
	AA	矢戸	12	7.7	11	0.6(0.6)	2	$1.1 \times 10^2 \sim 2.4 \times 10^4$	0.6	
	法勝寺川	—	福市	13	7.1	9.8	1.1(1.2)	8	$1.3 \times 10^3 \sim 4.9 \times 10^4$	1.0
	法勝寺川	—	法勝寺	13	7.3	11	1.0(1.2)	3	$4.9 \times 10^2 \sim 1.3 \times 10^5$	1.0
板井原川	—	高尾	12	7.7	11	0.5(0.5)	1	$4.5 \times 10^2 \sim 1.3 \times 10^4$	0.6	

()内は75%値

(測定地点図)
(日野川)

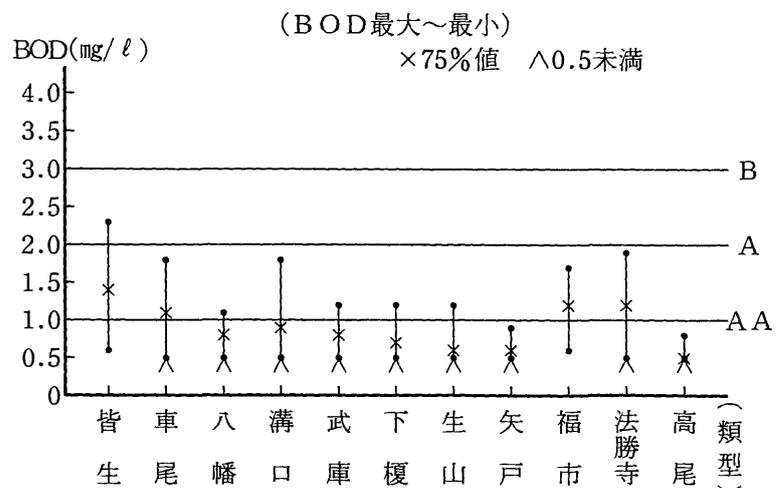
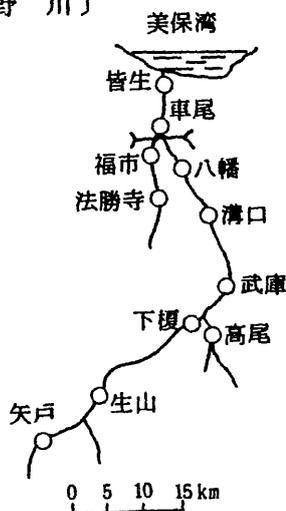


表34 経年変化

水 域 名	地 点 名	B O D 年 平 均 値 (mg/ℓ)					
		H 3 年 度	H 4 年 度	H 5 年 度	H 6 年 度	H 7 年 度	H 8 年 度
日 野 川 水 系 日 野 川	皆 生	⇒ 0.8	0.9	0.7	➡ 1.4	⇒ 0.9	1.1
	車 尾	0.7	0.7	0.7	➡ 1.1	1.1	1.0
	八 幡	0.8	0.7	0.7	0.9	0.8	0.8
	溝 口	0.8	0.7	0.7	➡ 1.0	0.9	0.9
	武 庫	➡ 0.9	0.7	0.6	➡ 0.9	0.7	0.8
	下 榎	0.7	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7
	生 山	0.7	0.6	0.6	➡ 1.0	⇒ 0.6	0.7
法 勝 寺 川	矢 戸	0.6	0.6	0.5	➡ 0.8	0.6	0.6
	福 市	1.1	1.1	1.1	➡ 1.6	⇒ 1.0	1.1
板 井 原 川	法 勝 寺	1.1	1.2	⇒ 0.9	➡ 1.4	⇒ 1.0	1.0
	高 尾	0.7	0.5	0.6	0.6	0.6	0.5

b 都市河川

旧袋川（鳥取市）の水質は、BOD（75%値）1.8~3.0mg/ℓ（河川類型A~B相当）であり、前年度の測定結果と比べると良くなっている。

玉川（倉吉市）は、上流部の八幡町（0.7mg/ℓ 河川類型AA相当）を除いて2.4~13mg/ℓ（河川類型B~Eより悪い相当）と依然として汚濁しており、中でも宮川町、西仲町、余戸谷町の汚濁が著しいが、前年度と比較するとやや良くなっている。

旧加茂川（米子市）は3.3~4.0mg/ℓ（河川類型C相当）と前年度と比較してやや悪化している。

これら都市河川の水質の汚濁状況（BOD）を経年的に見ると、旧袋川、玉川、旧加茂川ともほぼ同程度である。

表35 測定結果

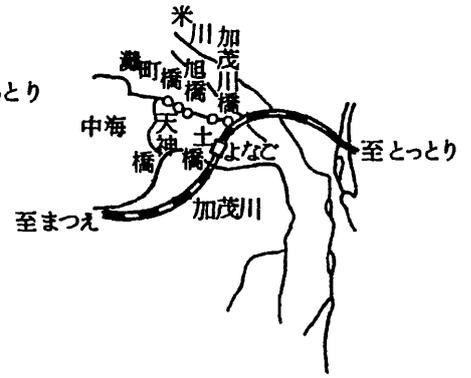
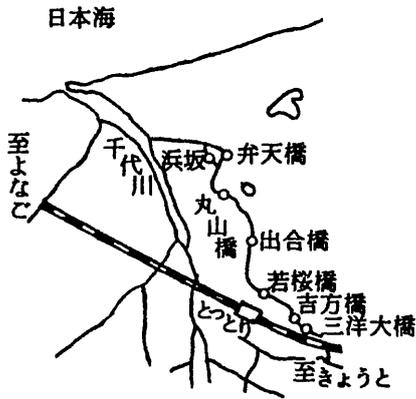
河 川 名	指 定 類 型	地 点 名	測 定 日 数	pH	D O (mg/ℓ)	B O D (mg/ℓ)	S S (mg/ℓ)	大 腸 菌 群 数 (M P N / 100 ml)	7 年 度 B O D (mg/ℓ)
旧 袋 川	—	浜 坂	12	7.1	7.7	2.9(3.0)	8	2.3×10 ² ~ > 2.4×10 ⁵	2.7
	—	弁 天 橋	12	7.3	7.6	2.2(3.0)	11	3.3×10 ² ~ 7.0×10 ⁴	1.8
	—	丸 山	12	7.2	8.2	1.7(2.1)	8	7.9×10 ² ~ 1.1×10 ⁵	1.9
	—	出 合 橋	19	7.3	8.9	2.0(2.0)	10	7.9×10 ² ~ > 2.4×10 ⁵	3.8
	—	若 桜 橋	12	7.4	9.5	1.6(1.8)	7	4.9×10 ² ~ 1.3×10 ⁵	1.9
	—	吉 方 橋	19	7.4	9.6	2.1(2.7)	12	1.7×10 ³ ~ > 2.4×10 ⁵	2.1
	—	三 洋 大 橋	6	7.2	11	1.8(2.2)	5	2.3×10 ³ ~ 1.3×10 ⁵	1.3
玉 川	—	巖 城	12	7.1	9.1	2.2(2.4)	6	7.0×10 ³ ~ > 2.4×10 ⁵	2.5
	—	宮 川 町	12	7.5	9.4	4.5(5.6)	7	3.3×10 ⁴ ~ > 2.4×10 ⁵	8.9
	—	西 仲 町	12	7.4	9.3	3.8(4.6)	14	7.9×10 ³ ~ > 2.4×10 ⁵	6.4
	—	余 戸 谷 町	12	7.5	8.8	9.4(13.0)	6	4.6×10 ³ ~ > 2.4×10 ⁵	13
	—	八 幡 町	12	7.6	11	0.6(0.7)	3	2.3×10 ² ~ 7.9×10 ⁴	0.6
旧 加 茂 川	—	灘 町 橋	12	7.5	7.4	2.5(3.3)	9	7.9×10 ³ ~ 2.4×10 ⁵	1.6
	—	天 神 橋	12	7.3	7.5	2.6(3.5)	16	1.1×10 ⁴ ~ 2.2×10 ⁵	1.9
	—	旭 橋	12	7.4	8.6	3.0(4.0)	12	3.3×10 ³ ~ 2.2×10 ⁵	2.0
	—	土 橋	12	7.4	8.8	3.3(3.8)	12	3.3×10 ³ ~ 1.1×10 ⁵	2.0
	—	加 茂 川 橋	12	7.3	8.3	3.3(3.9)	10	3.3×10 ³ ~ 2.2×10 ⁵	2.1

() 内は75%値

(測定地点図)
〔旧袋川〕

〔玉川〕

〔旧加茂川〕



(BOD最大~最小値)
×75%値
△0.5未満

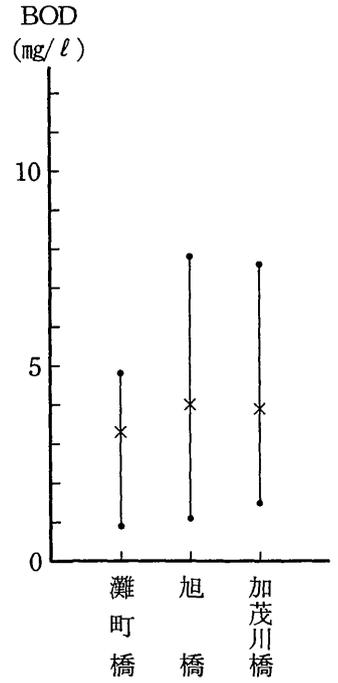
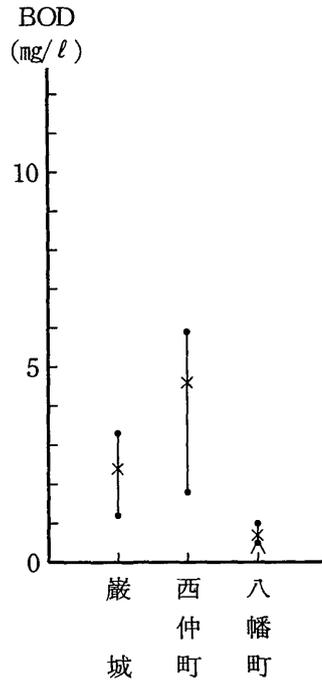
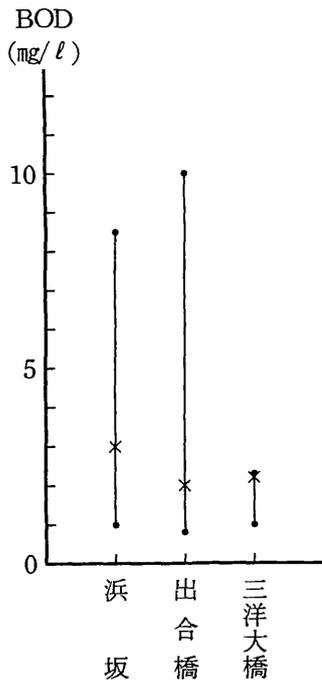


表36 経年変化

水域名	地点名	BOD年平均值 (mg/l)					
		H3年度	H4年度	H5年度	H6年度	H7年度	H8年度
旧袋川	7地点	1.7~3.1	1.6~3.0	⇒1.5~2.2	⇒1.7~5.0	⇒1.3~3.8	1.6~2.9
玉川	5地点	⇒0.9~17	⇒0.9~11	⇒0.7~15	0.9~9.9	0.6~13	⇒0.6~9.4
旧加茂川	5地点	2.4~4.9	⇒1.6~3.2	1.7~3.7	1.9~3.9	⇒1.6~2.1	⇒2.5~3.3

c 二級河川

県内の主要二級河川8河川について、それぞれ各3地点の測定結果を見ると、蒲生川、塩見川、河内川、由良川、加勢蛇川、阿弥陀川、佐陀川はBOD(75%値)で見ると河川類型AA~Aに相当し、おおむね清浄な水質であり 勝部川も一部の地点を除きおおむね清浄な水質を維持している。

各河川の水質の汚濁状況(BOD)を前年度と比較すると、やや良くなっているが、経年的に見るとほぼ同程度である。

表37 測定結果

河川名	指定 類型	地点名	測定 日数	pH	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	7年度 BOD (mg/l)
蒲生川	-	本庄	4	7.6	10	1.0(0.9)	10	$3.3 \times 10^2 \sim 7.9 \times 10^3$	1.0
	-	恩志	4	7.7	10	0.8(0.9)	6	$3.3 \times 10^2 \sim 3.5 \times 10^4$	0.9
	-	太田	4	7.4	10	0.7(0.6)	8	$7.0 \times 10^2 \sim 7.9 \times 10^3$	1.1
塩見川	-	細川	4	7.2	9.1	1.0(1.1)	10	$1.7 \times 10^3 \sim 9.2 \times 10^4$	1.0
	-	海士	4	7.0	7.7	1.6(1.8)	12	$1.3 \times 10^3 \sim 9.2 \times 10^4$	1.3
	-	箭溪	4	7.7	10	0.9(1.1)	18	$7.9 \times 10^2 \sim 2.4 \times 10^4$	0.7
河内川	-	宝木	4	7.2	10	0.8(1.0)	2	$2.3 \times 10^2 \sim 2.4 \times 10^4$	1.0
	-	宿	4	7.5	10	1.0(0.8)	3	$3.3 \times 10^2 \sim 2.4 \times 10^4$	0.7
	-	来日	4	7.5	10	0.6(0.5)	1	$7.9 \times 10^2 \sim 7.9 \times 10^3$	0.5
勝部川	-	青谷	10	7.2	9.1	2.2(3.2)	7	$1.3 \times 10^4 \sim > 2.4 \times 10^5$	2.4
	-	吉川	4	7.5	10	0.6(0.6)	3	$3.3 \times 10^2 \sim 5.4 \times 10^4$	0.6
	-	善田	10	7.3	11	1.4(1.8)	4	$4.9 \times 10^2 \sim 2.3 \times 10^5$	2.0
由良川	-	瀬戸	4	7.1	8.7	1.4(1.3)	6	$7.9 \times 10^2 \sim 2.2 \times 10^4$	1.3
	-	穴沢	4	7.2	11	1.9(1.8)	11	$3.3 \times 10^3 \sim 3.5 \times 10^4$	1.4
	-	東亀谷	4	7.3	9.9	2.0(2.0)	3	$2.3 \times 10^3 \sim 2.4 \times 10^4$	2.1
加勢蛇川	-	上伊勢	4	7.9	11	0.7(0.7)	2	$2.3 \times 10^2 \sim 1.1 \times 10^4$	0.7
	-	八反田	4	7.6	11	0.5(0.5)	2	$2.3 \times 10^2 \sim 2.3 \times 10^3$	0.7
	-	三本杉	4	7.4	11	0.9(0.8)	1	$2.0 \times 10^2 \sim 1.7 \times 10^3$	0.6
阿弥陀川	-	所子	4	8.1	12	0.9(1.0)	2	$4.9 \times 10^2 \sim 1.1 \times 10^4$	0.9
	-	坊領	4	7.7	11	0.6(0.7)	2	$4.6 \times 10^2 \sim 1.7 \times 10^4$	0.8
	-	前	4	7.8	10	1.2(1.4)	4	$7.9 \times 10^2 \sim 3.3 \times 10^3$	0.9
佐陀川	-	佐陀	4	8.0	11	1.1(0.9)	4	$2.2 \times 10^3 \sim 1.1 \times 10^4$	1.2
	-	吉長	4	7.2	9.6	1.9(1.3)	4	$1.7 \times 10^3 \sim 1.7 \times 10^4$	0.8
	-	福万	4	7.8	11	0.8(0.9)	8	$3.3 \times 10^2 \sim 1.1 \times 10^4$	0.6

()内は75%値

(測定地点図)
〔蒲生川〕 〔塩見川〕



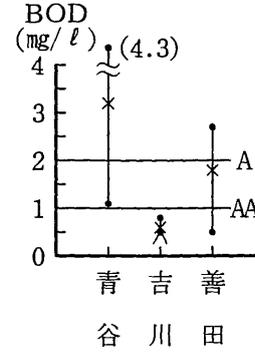
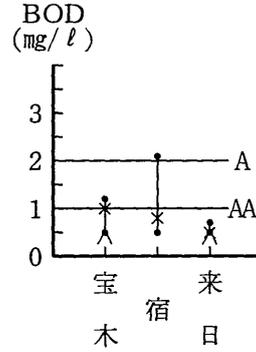
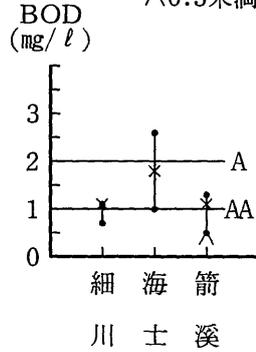
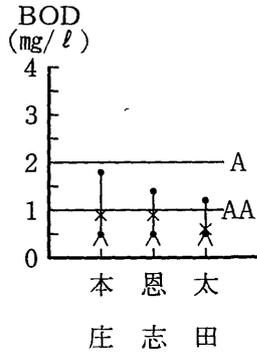
0 5 10km

(BOD最大~最小値)
×75%値
△0.5未満

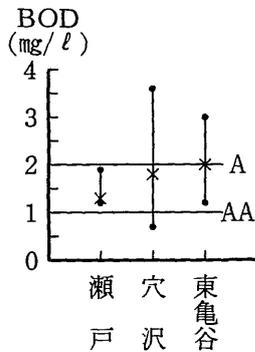
〔河内川〕



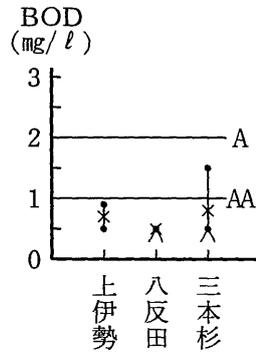
〔勝部川〕



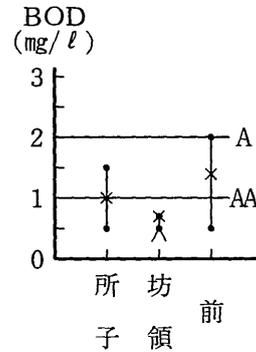
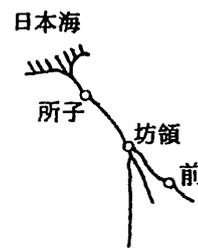
〔由良川〕



〔加勢蛇川〕



〔阿弥陀川〕



〔佐陀川〕

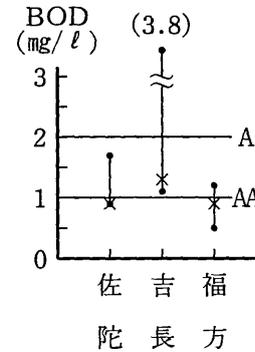
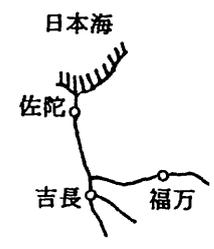


表38 経年変化

水域名	地点名	BOD 年平均値 (mg/l)					
		H 3 年度	H 4 年度	H 5 年度	H 6 年度	H 7 年度	H 8 年度
蒲生川	3地点	0.7~0.9	0.9~1.6	1.0~1.3	1.0~2.7	0.9~1.1	0.7~1.0
塩見川	〃	0.7~1.6	0.7~2.1	1.3~1.6	1.2~2.0	0.7~1.3	0.9~1.6
河内川	〃	0.6~0.8	0.6~1.3	0.6~1.1	0.6~3.0	0.5~1.0	0.6~1.0
勝部川	〃	0.7~1.3	0.8~1.7	0.7~1.6	0.9~2.5	0.6~2.4	0.6~2.2
由良川	〃	1.4~2.3	1.4~2.0	1.5~2.5	1.7~2.4	1.3~2.1	1.4~2.0
加勢蛇川	〃	0.5~1.0	0.5~0.8	0.5~0.9	1.0~1.2	0.6~0.7	0.5~0.9
阿弥陀川	〃	0.5	<0.5~0.8	<0.5~0.5	1.2~1.3	0.8~0.9	0.6~1.2
佐陀川	〃	0.6~0.9	0.5~0.7	<0.5~0.6	1.2~1.4	0.6~1.2	0.8~1.9

(イ) 湖 沼

a 湖 山 池

湖山池は、環境基準の湖沼類型A及びIIIが定められているが、COD (75%値)は4.8~5.3mg/lと4地点とも環境基準に適合しておらず、類型B~Cに相当している。その他の項目について環境基準適合率をみると、DO83.3%、SS29.2%、大腸菌群数60.4%となっている。水質の汚濁状況(COD、全窒素(T-N) 全磷(T-P))を前年度と比較するとやや良くなっており 経年的に見ても近年やや良くなってきている。

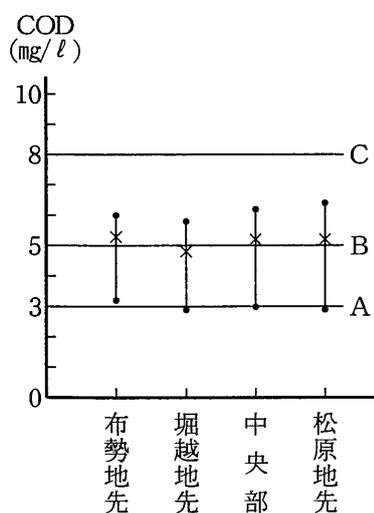
表39 測定結果

地点番号及び地点名	測定日数	pH	DO (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	全窒素 (mg/l)	全磷 (mg/l)	7年度COD (mg/l)
①布勢地先	12	7.5	9.6	4.6 (5.3)	7	2.8×10^2 ~ 1.9×10^4	0.61	0.052	7.2
②堀越地先	12	7.6	9.0	4.2 (4.8)	7	2.0×10^2 ~ 2.6×10^4	0.61	0.047	6.5
③中央部	12	7.7	9.4	4.5 (5.2)	8	1.2×10^2 ~ 1.9×10^4	0.60	0.051	6.3
④松原地先	12	7.7	9.4	4.6 (5.2)	9	1.5×10^2 ~ 2.0×10^4	0.65	0.059	6.4



()内は75%値

COD (最大~最小値)
×75%値



T-N: □ □ T-N・T-Pの経年変化
中央部(上層) + +: T-P

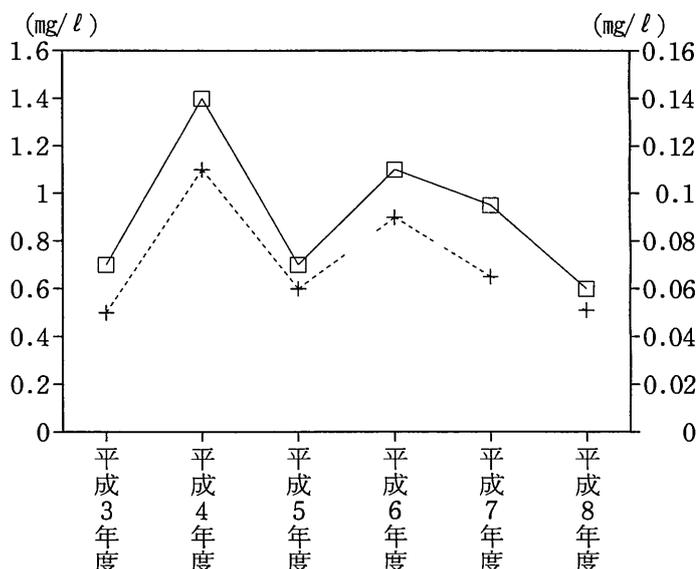


表40 経年変化

水域名	地点名	COD年平均値 (mg/l)					
		H3年度	H4年度	H5年度	H6年度	H7年度	H8年度
湖 山 池	4 地 点	5.0~6.0	⇒6.8~7.8	⇒5.2~5.7	⇒7.7~8.2	⇒6.3~7.2	⇒4.2~4.6

b 多鯰ヶ池

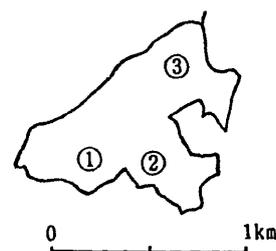
多鯰ヶ池は、環境基準の類型指定がなされていないが、COD (75%値) で見ると2.7~2.9mg/lと湖沼類型Aに相当している。

水質の汚濁状況 (COD) を前年度と比較するとやや良くなっており、過去5年間で最も良い水質となっている。湖内の3地点の全窒素 (T-N) 及び全磷 (T-P) はそれぞれ0.56~0.59mg/l及び0.008~0.010mg/lである。

表41 測定結果

地点番号及び地点名	測定日数	pH	DO (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	全窒素 (mg/l)	全磷 (mg/l)	7年度COD (mg/l)
① 西部	4	6.7	8.4	2.9 (2.9)	1	5.9 ~8.1×10 ²	0.57	0.010	3.2
② 東南部	4	6.7	9.7	2.9 (2.7)	3	3.3 ~2.1×10 ³	0.56	0.008	3.2
③ 北部	4	6.6	8.7	2.8 (2.7)	2	5.1×10 ³ ~6.7×10 ³	0.59	0.010	3.4

(測定地点図)



() 内は75%値

COD (最大~最小値) ×75%値

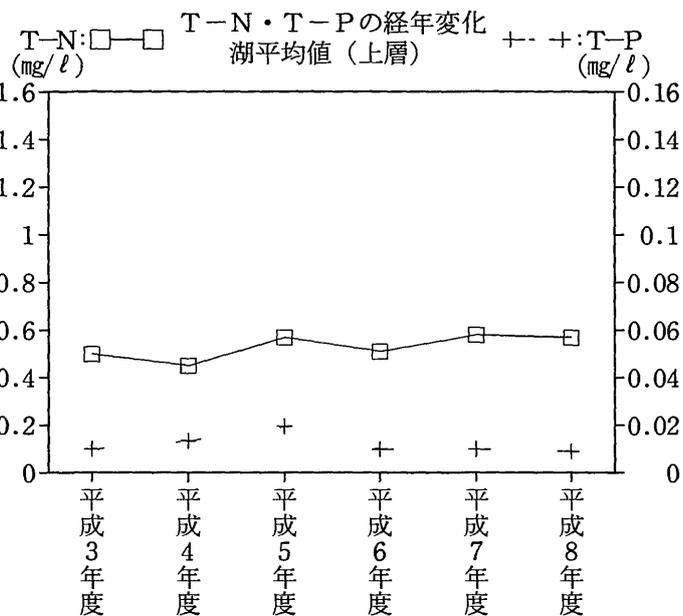
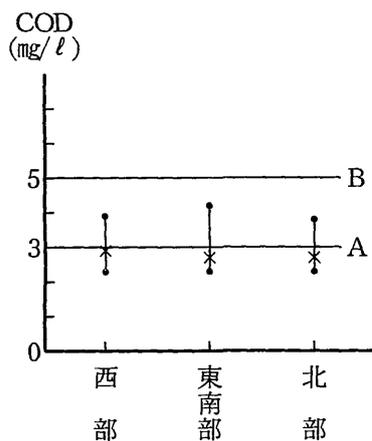


表42 経年変化

水域名	地点名	COD年平均値 (mg/l)					
		H3年度	H4年度	H5年度	H6年度	H7年度	H8年度
多鯰ヶ池	3地点	3.9~4.3	4.0~5.1	4.2~5.1	3.2~3.5	3.2~3.4	2.8~2.9

c 東郷池

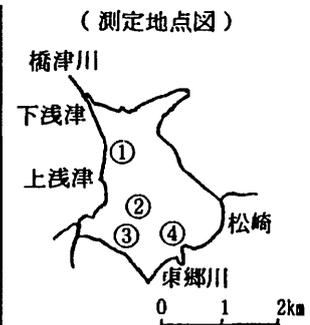
東郷池は、環境基準の湖沼類型Aが定められているが、COD (75%値) でみると、4.1~4.6mg/lと4地点とも環境基準に適合しておらず、類型B相当と汚濁している。また、その他の項目の環境基準適合率は、DO91.7%、SS41.7%及び大腸菌群数83.3%となっている。

本湖の水質は、湖全体でほとんど均一であり 前年度と比較するとやや良くなっているが

経年的に見るとほぼ同程度である。また、全窒素（T-N）及び全磷（T-P）についてみるとそれぞれ0.68~0.73mg/l及び0.045~0.047mg/lと富栄養化している。

表43 測定結果

地点番号及び地点名	測定日数	pH	DO (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	全窒素 (mg/l)	全磷 (mg/l)	7年度COD (mg/l)
①下浅津地先	12	7.9	9.6	4.1 (4.6)	7	2.5×10^4 ~ 1.4×10^4	0.68	0.045	5.2
②中央部	12	7.7	10	4.0 (4.3)	6	2.8×10^4 ~ 3.0×10^4	0.71	0.047	5.2
③野花地先	12	7.7	9.6	3.9 (4.1)	6	4.1×10^4 ~ 5.0×10^4	0.70	0.047	5.1
④松崎地先	12	7.8	10	3.9 (4.2)	6	5.1×10^4 ~ 2.3×10^4	0.73	0.047	5.0



() 内は75%値

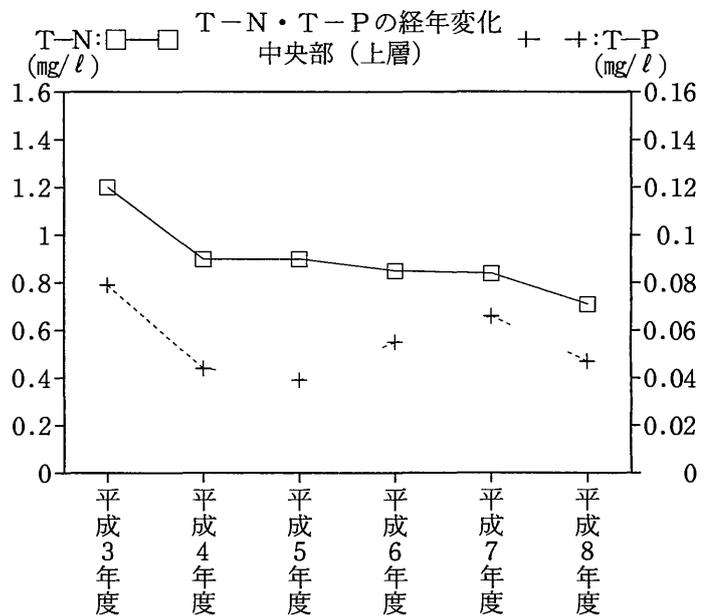
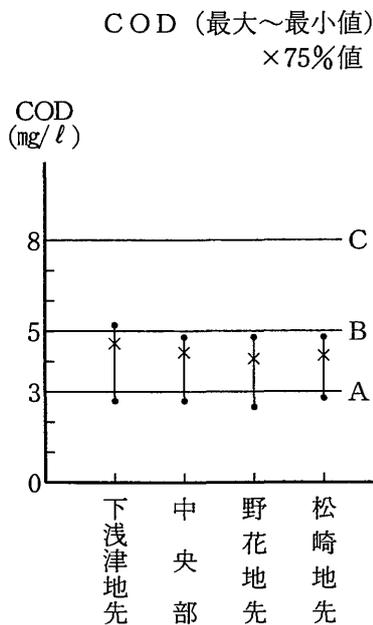


表44 経年変化

水域名	地点名	COD年平均値 (mg/l)					
		H3年度	H4年度	H5年度	H6年度	H7年度	H8年度
東郷池	4地点	⇒4.9~5.6	⇒4.2~4.5	⇒3.6~3.7	4.1~4.3	⇒5.0~5.2	⇒3.9~4.1

d 中海

中海は湖沼類型A及びIIIの環境基準が定められている。鳥取県水域について4地点のCOD (75%値) で見ると、境水道中央部 (2.8mg/l)、葭津地先 (5.3mg/l)、米子湾中央部 (7.5mg/l)、渡町地先 (3.0mg/l) はいずれも類型A~C相当となっている。他の項目の環境基準適合率を見ると、DO65.9%、SS52.7%、大腸菌群数92.5%となっている。

水質の汚濁状況 (COD) を前年度と比較すると一部の水域で悪化している。

全窒素 (T-N) について3環境基準地点を見ると、類型IIIの環境基準に対し、境水道中

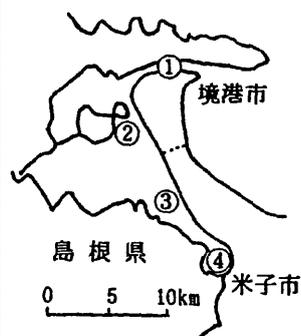
央部（類型Ⅲ相当）を除き、Ⅴ相当で基準を満足していない。

又、同様に全隣について3環境基準地点を見ると、類型Ⅲの環境基準に対し、Ⅳ～Ⅴ相当で基準を満足していない。

表45 測定結果

地点番号 及び地点名	測定 日数	pH	DO (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	全窒素 (mg/l)	全 磷 (mg/l)	7年度 COD (mg/l)
① 境水道 中央部	19	8.2	8.3	2.4 (2.8)	5	1.8×10^3 ~ 2.7×10^3	0.36	0.036	2.4
② 渡町地先	12	8.1	7.4	2.8 (3.0)	4	8.0 ~ 7.0×10^2	0.41	0.037	2.9
③ 葭津地先	19	8.3	8.1	4.8 (5.3)	8	1.9 ~ 1.6×10^4	0.69	0.068	3.6
④ 米子湾 中央部	19	8.5	10	6.2 (7.5)	11	7.3 ~ 1.2×10^4	1.00	0.100	5.1

(測定地点図)



() 内は75%値

COD (最大~最小値)
×75%値

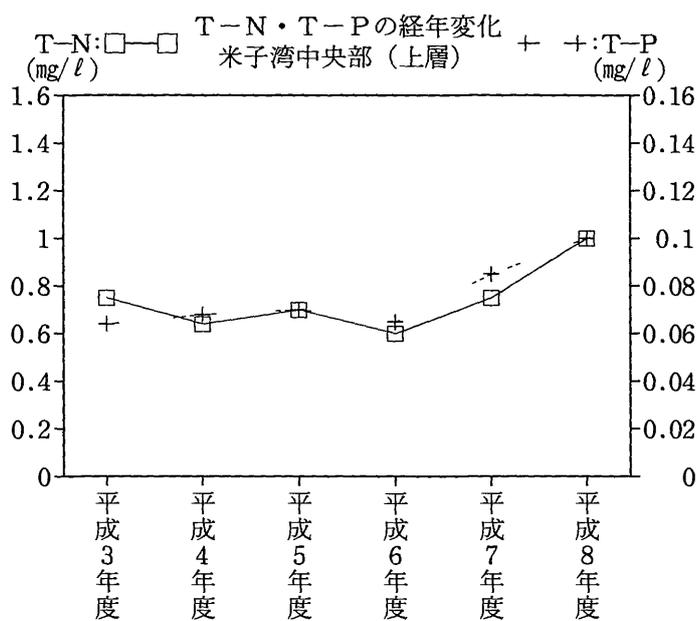
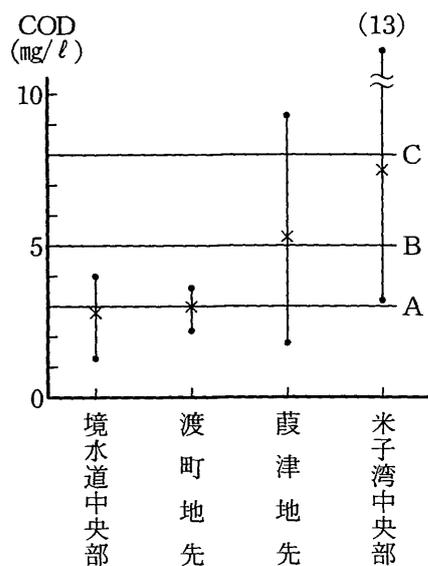
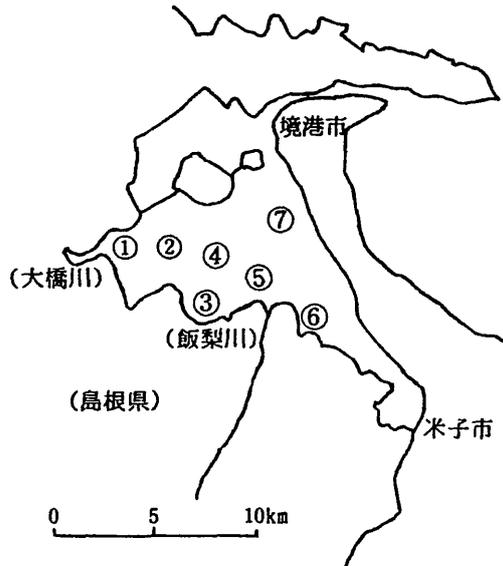


表46 経年変化

水 域 名	地 点 名	COD年平均值 (mg/l)					
		H 3 年度	H 4 年度	H 5 年度	H 6 年度	H 7 年度	H 8 年度
中 海	4 地点	2.5~5.3	2.3~4.9	2.8~4.7	2.9~5.2	2.4~5.1	2.4~6.2

(H4年度までは小篠津町地先を含む5地点の値。)

〈参考〉 中海島根県水域の測定結果（建設省及び島根県測定）



地点番号 及び地点名	測定 日数	DO (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	7年度 COD (mg/l)
①大橋川 河口地先	19	7.9	4.5 (4.8)	9	4.6
②意東鼻 地先	19	8.4	4.7 (5.5)	7	4.8
③羽入川 河口地先	24	8.0	5.8 (5.7)	10	4.8
④中海 中央部	24	7.3	4.9 (5.5)	7	4.4
⑤飯梨川 河口地先	24	7.7	4.7 (4.8)	6	4.4
⑥安来港 地先	24	7.9	5.5 (5.3)	9	5.5
⑦小篠津町 地先	12	7.6	3.6 (3.9)	5	3.6

() 内は75%値

〈参考〉 諏訪湖、霞ヶ浦、琵琶湖及び児島湖の環境基準のあてはめ並びに水質汚濁状況との比較

水域名	都道府県	類型指定 年月日	指定類型		達成期間	COD測定値 (mg/l) : 平均値				
			湖沼 類型	COD		測定箇所	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度
諏訪湖	長野	46.5.25	A	3mg/l以下	5年を超える期間 で可及的速やかに	湖心	3.5 (3.9)	7.1 (6.2)	4.6 (5.3)	6.4 (8.1)
霞ヶ浦	茨城	47.11.6	A	3mg/l以下	5年を超える期間 で可及的速やかに	"	8.3 (8.6)	8.4 (8.7)	9.0 (9.4)	8.5 (8.9)
琵琶湖 (北湖)	滋賀	47.4.6	AA	1mg/l以下	直ちに達成	北(湖小) 松(中)	2.2 (2.5)	2.5 (2.9)	2.4 (2.6)	2.5 (2.8)
" (南湖)	"	"	"	"	5年を超える期間 で可及的速やかに	南(湖中) (唐崎)	2.8 (2.9)	4.4 (3.8)	3.0 (3.2)	3.2 (3.6)
児島湖	岡山	46.5.25	B	5mg/l以下	"	湖心	8.5 (9.8)	10 (11)	10 (11)	9.4 (10)
湖山池	鳥取	46.9.14	A	3mg/l以下	5年以内で可及的 速やかに	"	5.2 (5.8)	7.8 (9.5)	6.3 (8.6)	4.5 (5.2)
東郷池	"	"	"	"	"	"	3.6 (4.3)	4.2 (5.0)	5.2 (5.9)	4.0 (4.3)
中海	"	47.10.31	"	"	"	境水道 中央部	2.8 (3.2)	2.9 (3.4)	2.4 (2.8)	2.4 (2.8)
"	"	"	"	"	"	米子湾 中央部	4.7 (5.6)	5.2 (5.9)	5.1 (6.0)	6.2 (7.5)

() 内は75%値

(ウ) 海 域

a 美保湾

美保湾のうち、境港外港港湾計画水域（地点番号②）は、海域類型B、その他の水域は類型Aの基準が定められている。水質の状況をCOD（75%値）で見ると、測定地点8地点すべて環境基準に適合している。そのほかの項目の環境基準適合率をみると、類型A水域ではDO69.0%、油分100%、大腸菌群数100%、類型B水域ではDO、油分とも100%の適合率である。

水質の汚濁状況（COD）を前年度と比較すると、ほぼ同程度であり 経年的に見てもほぼ同程度である。

表47 測定結果

調査地点番号 及び地点名	指定 類型	測定 日数	pH	DO (mg/l)	COD (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	油分 (mg/l)	7年度 COD (mg/l)
① 境港市昭和町防波堤 燈台の北方0.2km	A	12	8.3	8.2	1.7 (2.0)	$<1.8\sim 8.0\times 10^2$	ND	1.7
② 境港市福定町地先 沖合1.0km	B	12	8.3	8.0	1.0 (1.1)	$<1.8\sim 7.8$	ND	0.9
③ 境港市福定町地先 東方4.0km	A	12	8.3	8.1	0.9 (1.1)	$<1.8\sim 2.5\times 10$	ND	0.8
④ 米子市大篠津町地先 沖合0.5km	A	12	8.3	8.2	0.8 (0.9)	$<1.8\sim 2.2\times 10$	ND	0.8
⑤ 米子市皆生地先 0.5km	A	12	8.3	8.1	1.2 (1.3)	$<1.8\sim 1.2\times 10^2$	ND	0.9
⑥ 日野川河口地先 北方1.0km	A	12	8.3	8.0	1.2 (1.3)	$<1.8\sim 4.0\times 10^2$	ND	0.9
⑦ 日野川河口地先 北東方1.0km	A	12	8.3	8.0	0.9 (1.1)	$<1.8\sim 1.8\times 10^2$	ND	0.8
⑧ 淀江町佐陀地先 0.5km	A	12	8.3	8.1	0.8 (1.0)	$<1.8\sim 2.8\times 10$	ND	0.8

() 内は75%値 ND 検出されず

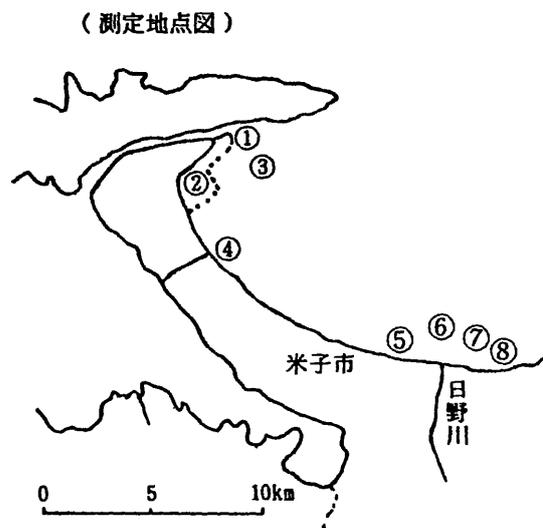
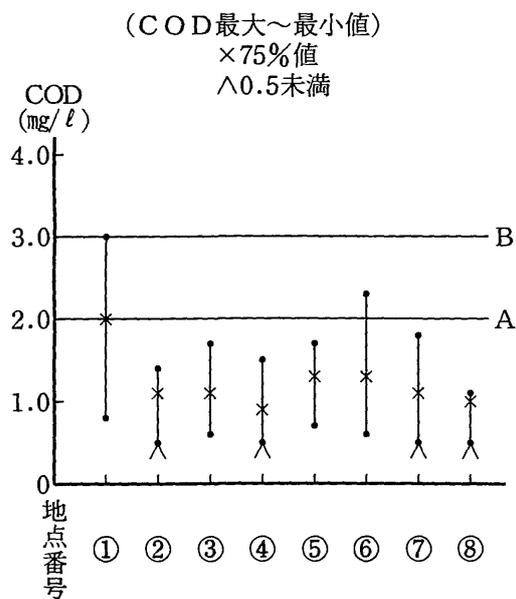


表48 経年変化

水 域 名	地 点 名	COD 年平均値 (mg/l)					
		H 3 年度	H 4 年度	H 5 年度	H 6 年度	H 7 年度	H 8 年度
美 保 湾	8 地点	1.4~2.1	1.3~2.1	⇒1.0~1.7	0.8~2.1	⇒0.8~1.7	0.8~1.7

b 日本海沿岸海域

日本海沿岸海域は、海域類型Aの環境基準が定められている。水質測定は、距岸1kmの8地点で行ったが、8地点のCOD(75%値)は0.8~1.9mg/lですべて環境基準に適合している。また、本海域では油分も不検出であり 清浄な水質を維持している。

平成8年度に開設された19海水浴場について各3回ずつ水質調査を行った結果、すべての海水浴場が透明度1m以上、COD2.0mg/l以下、ふん便性大腸菌群数50個/100ml以下、油分NDとすべて「鳥取県海水浴場整備促進要綱」で定める水質基準に適合しており、環境庁の海水浴場判定基準の水質AA~A(水質が特に良好な水浴場~水質が良好な水浴場)となっている。

表49 測定結果

調査地点名	指定 類型	測定 日数	pH	DO (mg/l)	COD (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	油分 (mg/l)	7年度 COD (mg/l)
岩美町浦富地先 1.0 km	A	3	8.1	7.4	1.0(1.6)	<1.8~7.8	ND	0.9
福部村湯山地先 1.0 km	A	3	8.2	7.5	0.8(1.2)	<1.8~2.4×10 ³	ND	1.0
鳥取市堀越地先 1.0 km	A	3	8.2	7.4	0.7(0.9)	<1.8~1.4×10	ND	0.8
気高町八幡地先 1.0 km	A	3	8.2	7.4	0.6(0.8)	<1.8~4.5	ND	0.7
泊村泊地先 1.0 km	A	3	8.2	7.4	0.7(1.1)	<1.8~9.3	ND	0.9
北条町松神地先 1.0 km	A	3	8.2	7.3	0.7(1.2)	<1.8~7.8	ND	0.8
大栄町大谷地先 1.0 km	A	3	8.2	7.3	1.0(1.9)	<1.8~2.0	ND	0.8
中山町御崎地先 1.0 km	A	3	8.2	7.3	1.0(1.8)	<1.8	ND	1.1

()内は75%値 ND 検出されず

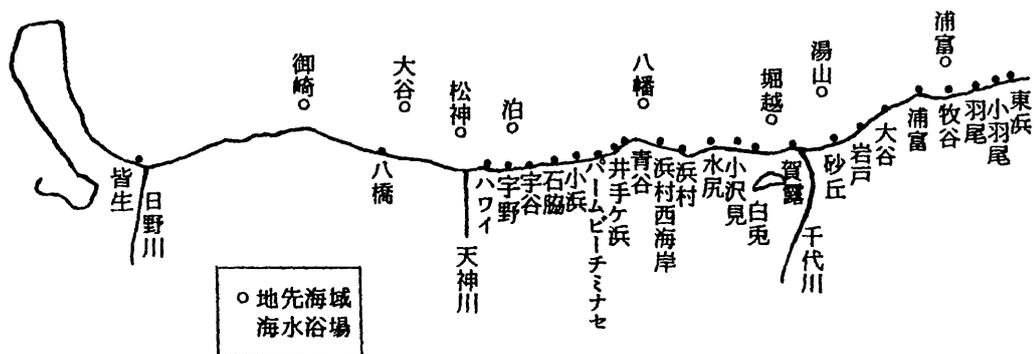
表50 経年変化

水域名	地点名	COD年平均値 (mg/l)					
		H3年度	H4年度	H5年度	H6年度	H7年度	H8年度
日本海沿岸	8地点	0.8~1.1	0.9~1.4	0.5~1.0	⇨<0.5~0.7	0.7~1.1	0.6~1.0

表51 海水浴場水質調査結果

海水浴場名	採水地点数	採水回数	測定項目			
			透明度 (m)	pH	COD (mg/l)	ふん便性大腸菌群数 (個/100ml)
東浜海水浴場	6	3	>1	8.0~8.2	0.6~0.9	<2~6
小羽尾海水浴場	3	"	>1	8.0~8.2	<0.5	<2~2
羽尾海水浴場	3	"	>1	8.0~8.2	<0.5~1.2	<2~6
牧谷海水浴場	3	"	>1	8.0~8.2	<0.5~0.6	<2
浦富海水浴場	5	"	>1	8.0~8.2	0.5~0.8	<2
大谷海水浴場	開設せず	—	—	—	—	—
岩戸海水浴場	3	3	>1	8.0~8.2	<0.5~0.5	<2
砂丘海水浴場	3	"	>1	8.0~8.2	<0.5~0.8	<2
賀露海水浴場	3	"	>1	8.0~8.3	0.5~0.7	<2
白兔海水浴場	4	"	>1	8.1~8.2	0.5~0.9	<2
小沢見海水浴場	2	"	>1	8.1~8.3	0.5~1.0	<2
水尻海水浴場	2	"	>1	7.9~8.2	<0.5~1.1	<2
浜村海水浴場	3	"	>1	8.1~8.3	<0.5~1.0	<2
浜村西海岸海水浴場	開設せず	—	—	—	—	—
青谷海水浴場	2	3	>1	8.1~8.2	0.7~1.1	<2
井手ヶ浜海水浴場	4	"	>1	8.0~8.2	<0.5~1.3	<2
パームビーチミナセ	開設せず	—	—	—	—	—
小浜海水浴場	開設せず	—	—	—	—	—
石脇海水浴場	3	3	>1	8.1~8.2	0.7~1.2	<2~8
宇谷海水浴場	開設せず	—	—	—	—	—
宇野海水浴場	3	3	>1	8.2	0.7~0.8	<2~9
ハワイ海水浴場	3	"	>1	8.2	0.6~1.3	<2~16
八橋海水浴場	3	"	>1	8.2	1.1~1.9	<2~12
皆生温泉海水浴場	2	"	>1	8.2~8.6	0.9~1.0	<2~5

(日本海沿岸海域測定地点図)



4 地下水の水質の現況

県内の地下水について、水質汚濁防止法に基づく水質測定計画を定め、関係機関（建設省）の協力を得て、水質の測定を行った。

(1) 地下水の評価基準等

地下水については、平成元年9月の水質汚濁防止法一部改正により、水質汚濁の状況について常時監視することとされ、水質測定結果は評価基準に照らし評価することとされた。

なお、測定項目は23項目でその評価基準は下表のとおりである。

表52 地下水に関する有害物質の評価基準

項 目	評 価 基 準
カドミウム	0.01mg/l以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下
砒素	0.01mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下
テトクロロエチレン	0.01mg/l以下
ジクロロメタン	0.02mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/l以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
チウラム	0.006mg/l以下
シマジン	0.003mg/l以下
チオベンカルブ	0.02mg/l以下
ベンゼン	0.01mg/l以下
セレン	0.01mg/l以下

注) 評価基準 (H19 14環境庁水質保全局長通知、H5 3 8改正)

(2) 地下水質測定結果

県内4市（鳥取市、倉吉市、米子市、境港市）の合計23箇所の井戸について、上記の23項目について、年2回の水質測定を行った結果、鳥取市青葉町（No.3）で砒素、米子市灘町（No.23）でテトラクロロエチレンが評価基準を超過したが他はいずれも環境庁の示した評価基準に適合していた。

表53 測定結果 (第1回 平成8年7月~8月)

調査地点			調査項目 (単位: mg / l)																								
市町村名	地区名	井戸番号	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	トククロエチレン	テトフクロロエチレン	四塩化炭素	ジクロロメタン	1,2ジクロロエタン	1,1,1トリクロロエタン	1,1,2トリクロロエタン	1,1ジクロロエチレン	シス1,2ジクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン(D,D)	チウフム	シマジン(CAT)	チオベンカルブ(ベンチオカ)	ベンゼン	セレン		
鳥取市	田園町	建1									<0.002	<0.0005															
		建2										<0.002	<0.0005														
	雲山	No.1	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002		
	寿町	No.2	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002		
	青葉町	No.3	<0.001	ND	<0.005	<0.005	0.006	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002		
	桜谷	No.11	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002		
	興南町	No.12	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002		
倉吉市	立川町	No.13	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002		
	宮川町	No.4	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002		
	八屋	No.5	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002		
	生田	No.14	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002		
	幸町	No.15	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002		
	伊木	No.24	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002		
米子市	福庭	No.21	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002		
	車尾	建3									<0.002	<0.0005															
	中島	No.7	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002		
	中町	No.25	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002		
	灘町	No.23	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	0.0004	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	0.008	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002		
	錦町	No.17	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002		
	立町	No.19	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002		
境港市	富士見町	No.22	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002		
	京町	No.10	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002		
	蓮池町	No.20	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002		

ND 検出されず

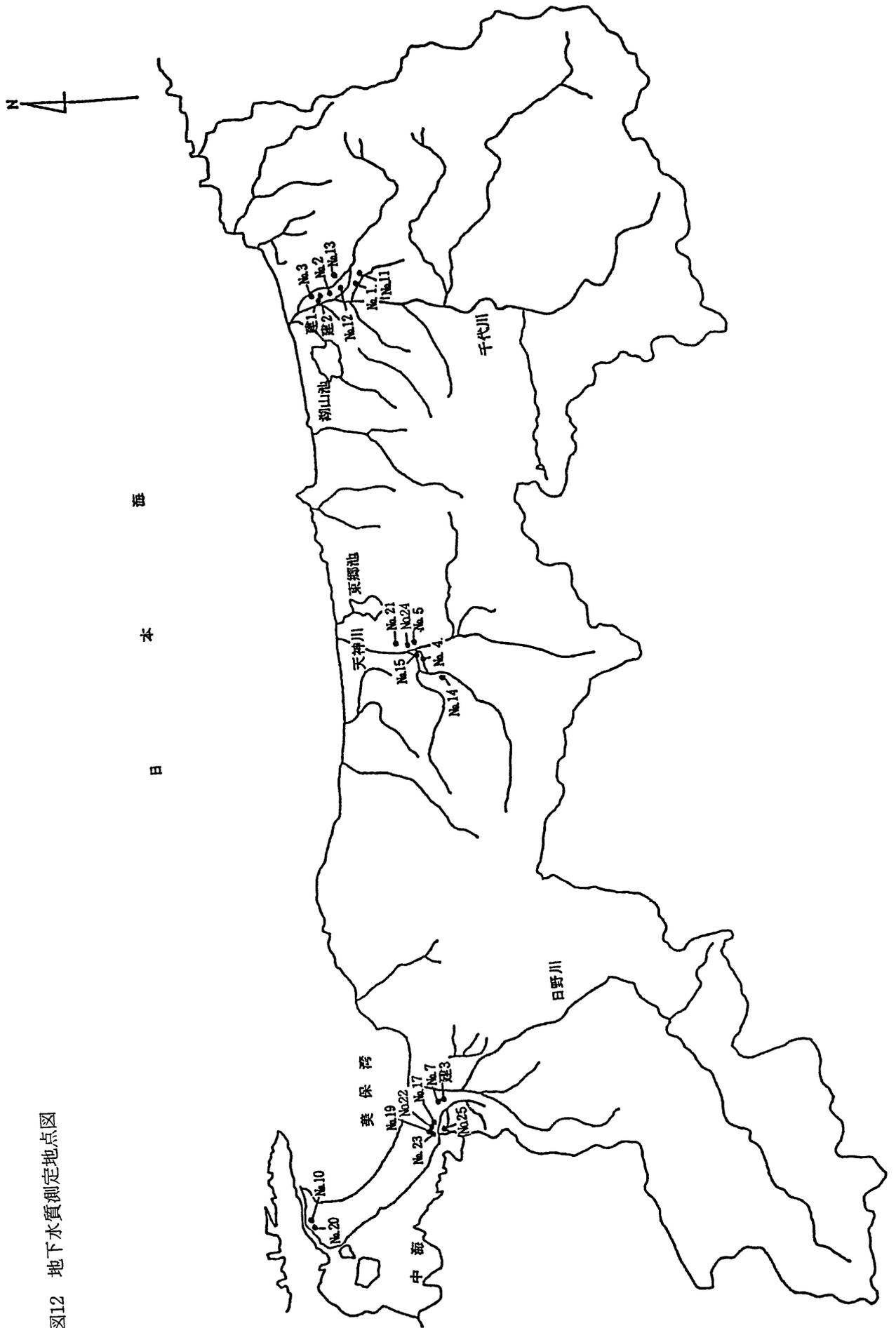
表54 測定結果 (第2回 平成8年11月~12月)

調査地点			調査項目 (単位 略 / l)																							
市町村名	地区名	井戸番号	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ト/クロロエチレン	テト/クロロエチレン	四塩化炭素	ジクロロメタン	1,2ジクロロエタン	1,1,1トリクロロエタン	1,1,2トリクロロエタン	1,1ジクロロエチレン	シス1,2ジクロロエチレン	1,3ジクロロプロペン(D,D)	チウラム	シマジン(CAT)	チオベンチカ(ベンチオカーブ)	ベンゼン	セレン	
鳥取市	田園町	建1																								
		建2																								
	雲山	No.1	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	
	寿町	No.2	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	
	青葉町	No.3	<0.001	ND	<0.005	<0.005	0.016	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	
	桜谷	No.11	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	
	興南町	No.12	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	
倉吉市	立川町	No.13	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	
	宮川町	No.4	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	
	八屋	No.5	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	
	生田	No.14	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	
	幸町	No.15	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	
	伊木	No.24	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	
米子市	福庭	No.21	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	
	車尾	建3																								
	中島	No.7	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	
	中町	No.25	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	
	灘町	No.23	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	0.017	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	0.019	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	
	錦町	No.17	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	
境港市	立町	No.19	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	
	富士見町	No.22	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	
	京町	No.10	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	
	蓮池町	No.20	<0.001	ND	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	ND	ND	<0.002	<0.0005	<0.0002	<0.002	<0.0004	<0.0005	<0.0006	<0.002	<0.004	<0.0002	<0.0006	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	

注) ●建設省実施分の井戸番号「建1」「建2」「建3」については年間1回測定を実施。

ND 検出されず

図12 地下水質測定地点図



5 ゴルフ場農業に係る排水調査

県内の各ゴルフ場について、国が示した「ゴルフ場で使用される農業による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について（平成2年5月24日付環水土第77号）」（以下「指針」という）に従い、排水出口における排水の水質調査を実施した。

(1) 調査概要

- ① 調査対象 県内18ゴルフ場 延べ、68地点
- ② 調査期間 平成8年5月～7月、9月～11月の2回
- ③ 調査機関 採水調査・保健所
分析・衛生研究所
- ④ 分析方法 環境庁の定めた標準分析法（平成3年7月30日付環水土第109号）
- ⑤ 調査項目 環境庁が定めた「ゴルフ場で使用される農業による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」（平成2年5月24日付環水土第77号）で指針値の定められた30農薬

(2) 調査結果

調査結果は、環境庁が示した「ゴルフ場で使用される農業による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」の指針値を超えるものはなかった。

	農薬名	検出頻度	濃度範囲 (mg/l)	環境庁暫定指導指針値 (mg/l)	定量限界 (mg/l)
殺虫剤	イソキサチオン	0/68	N D	0.08	0.001
	イソフェンホス	0/68	N D	0.01	0.001
	クロルピリホス	0/68	N D	0.04	0.001
	ダイアジノン	1/68	N D ~ 0.001	0.05	0.001
	トリクロルホン	0/68	N D	0.3	0.001
	ピリダフェンチオン	0/68	N D	0.02	0.001
	フェートロチオン	0/68	N D	0.03	0.001
殺菌剤	イソプロチオラン	4/68	N D ~ 0.003	0.4	0.001
	イプロジオン	1/68	N D ~ 0.001	3	0.001
	エトリジアゾール	0/68	N D	0.04	0.001
	オキシノン銅	0/68	N D	0.4	0.001
	キャプタン	0/68	N D	3	0.001
	クロタロニル	0/68	N D	0.4	0.001
	クロロネブム	0/68	N D	0.5	0.001
	チウフム	0/68	N D	0.06	0.001
	トルクロホスメチル	1/68	N D ~ 0.003	0.8	0.001
	フルトフニル	9/68	N D ~ 0.004	2	0.001
除草剤	ペンシクロン	1/68	N D ~ 0.001	0.4	0.001
	メプロニル	0/68	N D	1	0.001
	アシラム	1/68	N D ~ 0.001	2	0.001
	シマジ	0/68	N D	0.03	0.001
	アルブカルブ	0/68	N D	0.2	0.001
	ナプロパミド	0/68	N D	0.3	0.001
	ブタミホス	0/68	N D	0.04	0.001
	プロピザミド	0/68	N D	0.08	0.001
殺菌剤	ベンスリド	0/68	N D	1	0.001
	ベンフルリン	0/68	N D	0.8	0.001
	ペンディメタリン	0/68	N D	0.5	0.001
	メコプロップ	0/68	N D	0.05	0.001
	メチルダイムロン	0/68	N D	0.3	0.001

注 NDとは定量限界未満を示す

第2節 水質汚濁の防止対策

1 環境基準達成のための施策

環境基準の類型あてはめを行った水域のうち、美保湾及び特に水質の改善が見られない湖山池、東郷池、中海については、環境基準を可及的速やかに達成、維持するための各種の施策を推進している。

このうち、中海については、昭和58年12月に「中海水質管理計画」を策定し、総合的な対策を実施してきたが、平成元年1月に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定されたことに伴い、翌平成2年3月同法に基づく「中海に係る湖沼水質保全計画」（平成元年度～平成5年度）を策定し各種浄化対策を実施してきたが、平成5年度は長期に渡る赤潮の発生により一部の地点で目標水質を達成できなかった。

このため、平成7年3月窒素、磷の富栄養化対策を盛り込んだ第2期湖沼水質保全計画（平成6年度～平成10年度）を策定し、引き続き各種浄化対策を実施しているところである。

湖山池については、平成3年11月に水質浄化のための総合計画として「湖山池水質管理計画」を策定し、計画に定める各種浄化施策を総合的、計画的に実施しているところである。

また、平成2年6月の水質汚濁防止法の改正により生活排水対策の推進が法に規定され、生活排水対策重点地域の指定制度が創設されたことに伴い、平成4年3月には「米子市生活排水対策重点地域」（加茂川、旧加茂川、大沢川の流域の地域）平成4年5月には「鳥取市生活排水対策重点地域」（湖山池関連流域の地域）をそれぞれ指定（知事指定）した。米子市、鳥取市は平成4年度にそれぞれの重点地域を対象に「生活排水対策推進計画」を策定し、地域に密着した総合的な生活排水対策の推進が図られている。

表55 湖山池、東郷池、中海及び美保湾の環境基準達成のための施策

施策の種類	対象水域			
	湖山池	東郷池	中海	美保湾
公共下水道の整備促進	○	○	○	○
工場・事業場の排水規制強化			○	○
家畜の飼養施設の適正な維持管理の指導	○	○	○	○
し尿処理施設、浄化槽等の適正管理の指導	○	○	○	○
清掃事業の強化	○	○	○	
湖沼、河川の整備推進	○	○	○	
浄化用水の導入			○	
栄養塩類等に関する調査研究	○	○	○	
洗剤の適正使用指導	○	○	○	○
家庭雑排水浄化対策の普及啓発	○	○	○	○
底泥の除去	○	○	○	

表56 平成8年度事業実績（鳥取県環境審議会資料による）

事業名		事業費(千円)	事業内容
下水道の整備	天神川流域下水道	1,540,588	天神浄化センター水処理施設、汚泥処理施設(焼却設備)
	羽合町公共下水道	680,000	整備面積増 15.8ha
	東郷町公共下水道	127,500	〃 1.8ha
	米子市公共下水道 (内浜処理区)	2,996,438	〃 57.8ha
	境港市公共下水道	1,957,500	〃 37.6ha
	鳥取市公共下水道 (千代水処理区)	1,656,380	〃 161.5ha
	鳥取市特定環境保全公共下水道	567,000	〃 14.8ha
工場、事業場の排水対策		6,466	湖沼周辺の特定期事業場に対し、水質汚濁防止法及び鳥取県公害防止条例に基づく立入検査及び排水処理指導の実施
浄化槽管理指導		767	湖沼周辺の浄化槽立入検査、管理指導の実施
家畜飼養施設対策		419	環境保全技術の普及啓発
生活雑排水対策		4,938	生活排水対策の普及啓発
底泥の除去対策	中海浄化事業	1,650,000	処理地造成、底泥浚渫150,000m ³ (米子湾底泥推定堆積量に対する進捗率 容積ベース70.9%、 浚渫全体計画 1,000,000m ³)
	東郷池浄化対策事業	75,000	底泥浚渫 7,200m ³ (進捗率 容積ベース93.4%)
	湖山池浄化対策事業	258,000	底泥浚渫 7,900m ³ (進捗率 容積ベース40.4%)
農業集落排水施設の整備	福井地区農業集落排水事業	162,000	実施設計一式
	尚徳地区農業集落排水事業	469,000	処理施設1ヶ所、管路工 1,212m
	成実地区農業集落排水事業	593,000	実施設計一式、管路工 1,212m

2 水質汚濁規制

(1) 排水規制

排水規制については水質汚濁防止法、上乗せ条例及び鳥取県公害防止条例による規制を行っている。水質汚濁防止法による規制は100種類の事業場（特定事業場という。）を対象とし、1日の平均的な排出水の量が50m³以上の特定事業場を、また上乗せ条例による規制は、中海、美保湾流域（米子市、境港市、日吉津村）を適用区域とし、1日の平均的な排出水の量が25m³以上の特定事業場を規制対象としている。

水質汚濁防止法による排水基準は、有害物質に関する項目及び生活環境に関する項目について一部の項目及び区域を除いて総理府令で定める一律基準（BOD又はCOD 平均120mg/ℓ、最大160mg/ℓ、SS 平均150mg/ℓ、最大200mg/ℓ等）を適用している。なお、水質汚濁防止法の一部改正によって湖沼の富栄養化を防止するため、富栄養化しやすい湖沼（環境庁長官が定める湖沼）及びこれに流入する公共用水域に排出する特定事業場に、昭和60年7月15日から窒素及び磷に係る

排水基準（窒素 平均60mg/ℓ、最大120mg/ℓ、磷：平均8mg/ℓ、最大16mg/ℓ）を適用しており 県内の該当湖沼は表58のとおりである（資料28参照） 平成元年10月1日から、従来の有害物質に関する項目に、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの2物質が新たに追加されるとともに、全ての有害物質について地下浸透禁止規制が施行されており さらに平成6年2月1日からは新たにジクロロメタン等11物質が追加され、排水規制及び地下浸透規制が施行されている。

上乘せ条例による排水基準は、美保湾海域への流入汚濁負荷量の大きな割合をしめているパルプ工場に、昭和52年3月20日から、一律基準より厳しい排水基準（BOD及びCOD 平均90mg/ℓ 最大120mg/ℓ SS 平均50mg/ℓ 最大60mg/ℓ）を適用しており また、中海流入区域については、昭和63年11月1日から（既設特定事業場は平成2年7月15日から）一部の項目について一律基準に変えて、より厳しい基準を適用している。さらに、平成元年1月31日 中海が湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定されたことから、同法に基づく「みなし指定地域特定施設（処理対象人員201～500人の浄化槽及び病床数120～299床の病院に設置されるちゅう房施設等）」についても、上乘せ条例による排水基準を設定し、平成元年8月1日から（既設特定事業場は平成4年8月1日から）施行されている（資料27参照）。

平成2年3月13日、国の同意を得て「中海に係る湖沼水質保全計画」を策定したことから「湖沼水質保全計画」に基づき、平成2年7月15日から新增設の湖沼特定事業場にCODの汚濁負荷量規制を適用するとともに、指定施設、準用指定施設に構造及び使用方法の規制を行っている。また、平成7年11月1日から、従来のCODに加え、窒素、磷に係る汚濁負荷量規制を適用している。

鳥取県公害防止条例では、1日の平均的な排出水の量が50m³以上の集団給食施設についてはpH、BOD又はCOD、SS、大腸菌群数を、1日の平均的な排出水の量が50m³以上のドラム缶更生業、車両洗浄施設（鉄道業、自動車整備業、ガソリンステーション等）については油分を規制項目として、昭和47年4月1日から排水規制を行っている（表59参照）。

表57 水質汚濁防止法の排水基準（昭和46年総理府令第35号）

(1) 有害物質に係る基準

種 類	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/ℓ
シアン化合物	1 mg/ℓ
有機リン化合物（パフチオン、メチルパフチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/ℓ
鉛及びその化合物	0.1 mg/ℓ
六価クロム化合物	0.5 mg/ℓ
砒素及びその化合物	0.1 mg/ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/ℓ
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	0.003mg/ℓ
ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ
四塩化炭素	0.02 mg/ℓ
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/ℓ
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ
トリクロロエチレン	0.3 mg/ℓ
テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ
チウラム	0.06 mg/ℓ
シマジン	0.03 mg/ℓ
チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ
ベンゼン	0.1 mg/ℓ
セレン	0.1 mg/ℓ

(2) 生活環境項目に係る基準

種 類	許 容 限 度
水素イオン濃度(水素指数)(pH)	5.8~8.6(海域以外の水域) 5.0~9.0(海域)
生物化学的酸素要求量(BOD)	160(日間平均120)(海域及び湖沼以外の水域) (mg / ℓ)
化学的酸素要求量(COD)	160(日間平均120)(海域及び湖沼) (")
浮遊物質(SS)	200(日間平均150) (")
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 (")
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 (")
フェノール類含有量	5 (")
銅含有量	3 (")
亜鉛含有量	5 (")
溶解性鉄含有量	10 (")
溶解性マンガン含有量	10 (")
クロム含有量	2 (")
フッ素含有量	15 (")
大腸菌群数	日間平均 3,000 (個 / cm ³)
窒素含有量	120(日間平均60)(環境庁長官が定める湖沼及びこれ に流入する公共用水域) (mg / ℓ)
リン含有量	16(日間平均 8)(") (")

表58 環境庁長官が定める湖沼

(1) 窒素に係る排水基準適用対象湖沼 湖山池、中海、東郷池
(2) 磷に係る排水基準適用対象湖沼 湖山池、多鯨ヶ池、中海、池の谷ため池、佐治川ダム貯水池、東郷池、中津ダム貯水池、菅沢ダム貯水池（日南湖） 鶺の池、俣野川ダム貯水池

表59 鳥取県公害防止条例の排水基準

(昭和46年鳥取県条例第35号)

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度(水素指数)(pH)	5.8~8.6(海域以外の水域) 5.0~9.0(海域)
生物化学的酸素要求量(BOD)	160(日間平均120)(海域及び湖沼以外の水域) (mg / ℓ)
化学的酸素要求量(COD)	160(日間平均120)(海域及び湖沼) (")
浮遊物質(SS)	200(日間平均150) (")
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	20 (")
大腸菌群数	日間平均 3,000 (個 / cm ³)

(2) 監視・行政指導状況

水質汚濁の発生源である工場、事業場についてみると、水質汚濁防止法で届出が義務付けられた特定事業場は2,322事業場であり、このうち排出水のBOD又はCOD等の項目が規制される特定事業場〔1日の平均的な排出水の量が50m³以上（中海の流域及び美保湾の一部流域においては1日の平均的な排出水の量が25m³以上）〕は396事業場である。

鳥取県公害防止条例で届出が義務付けられた污水関係特定事業場は719事業場で、このうち排水基準の適用を受ける污水関係特定事業場(1日の平均的な排出水の量が50m³以上)は3事業場である。

平成8年度の水質汚濁防止法及び鳥取県公害防止条例による工場、事業場の指導状況を見ると、立入検査事業場は延749件であり、このうち排出水調査事業場延653件のうち、排水基準に違反していた事業場及び違反のおそれのある事業場に対し、延28件の文書による改善指導を行った。

なお、これらのうち、6事業場については水質汚濁防止法違反(排水基準違反)事業場として公表した。

表60 水質汚濁防止法の特定事業場一覧表

(平成9年3月31日現在)

保健所名 特定事業場 の区分	鳥 取 郡 家 倉 吉		米 子			根 雨		合 計					
	届 出	50 m ³ /日 以上	届 出	50 m ³ /日 以上	届 出	50 m ³ /日 以上	届 出	50 m ³ /日 以上	2550 m ³ m ³ /日未 満	届 出	50 m ³ /日 以上	2550 m ³ m ³ /日未 満	
1-2 家 畜 飼 養 施 設	18		17		52		18			6	1	111	1
2 畜産食料品製造業	6	2	7		11	4	15	5		3		42	11
3 水産食料品製造業	38	1			15	1	94	38	15			147	40
4 野菜・果実の保存 食料品製造業	2	1	4		11		6	2		2		25	3
5 みそ・醤油・ソース 食酢等製造業	11		2		13		22	1		3		51	1
8 パン・菓子製造業 製 ぁ ん					6	1	3	1				9	2
9 米 菓 製 造 業			1		2							3	
10 飲 料 製 造 業	5		11		18	2	14	1	1	4		52	3
11 動物系飼料・有機質 肥料製造業	1	1					4	4				5	5
12 動植物油脂製造業			1				3	1				4	1
16 めん類製造業	3		2		10		8			1		24	
17 豆腐・煮豆製造業	34	1	34		50		19	4	1	7		144	5
18-2 冷凍調理食品製造業	1											1	
18-3 たばこ製造業							1	1				1	1
19 紡績業・繊維製品 製 造	1	1			6	2						7	3
21-3 合 板 製 造 業					4		1		1			5	1
22 木 材 薬 品 処 理 業					1		2					3	
23 パルプ・紙・紙加工 品 製 造	33	7	22	3	1		1	1				57	11
23-2 新聞業・出版業 新 刷 業 ・ 製 版 業	3				4		15			1		23	
27 無機化学工業製品 製 造							1					1	
46 有機化学工業製品 製 造					1		2	2				3	2
51-2 工業用ゴム製品 製 造	1											1	
51-3 ゴム製品製造業	1	1										1	1
54 セメント製品製造業	10		9		11		8		1	2		40	1
55 生コンクリート 製 造	5		4		7		7			4		27	
57 人造黒鉛電極製造業	1	1										1	1

特定事業場の区分	保健所名		鳥取		郡家		倉吉		米子			根雨		合計		
	届出	50m ³ /日以上	届出	50m ³ /日以上	届出	50m ³ /日以上	届出	50m ³ /日以上	届出	50m ³ /日以上	2550m ³ /日以上	届出	50m ³ /日以上	届出	50m ³ /日以上	2550m ³ /日以上
59	砕石業	2	1	4		3		3				7	3	19	4	
60	砂利採取業			1		2								3		
61	鉄鋼業					1	1	1						2	1	
64	ガス供給業	1	1											1	1	
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	6	3	2		3	1	6	1			1		18	5	
66	電気メッキ施設	6	2			1	1	1						8	3	
66-2	旅館業	331	16	43	1	186	31	117	16	1		57	3	734	67	1
66-3	共同調理場	4	4	1				1	1					6	5	
66-4	弁当仕出屋	4	2			2	1	6	4	1				12	7	1
66-5	飲食店	6	2	4	1	5	1	5	2					20	6	
66-6	そば店、うどん店、すし店、喫茶店							1		1				1		1
67	洗たく業	47	2	14		53		56		1		6		176	2	1
68	写真現像業	12		3		10		30				3		58		
68-2	病院	1	1					1	1					2	2	
69	と畜業							1	1					1	1	
69-3	地方卸売市場	2	1					1	1					3	2	
70	廃油処理施設							1						1		
70-2	自動車分解整備	3	1			2		3						8	1	
71	自動式車両洗浄施設	59		5		41	1	90	3	2	14			209	4	2
71-2	試験研究機関等	12	2	5		12	3	13	1	3	4			46	6	3
71-3	一般廃棄物焼却施設	6				4		5						15		
71-5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設	3	1	2				2						7	1	
72	し尿処理施設	34	30	13	12	13	13	88	54	15	4	4	152	113	15	
73	下水道終末処理施設	7	7	4	4	4	4	8	7		2	2	25	24		
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	1	1	1	1	1	4	4					7	7	
合計		721	93	216	22	566	68	688	157	43	131	13	2,322	353	43	

(注) 中海・美保湾水域(米子市、境港市、日吉津村)は上乘せ条例の制定により排水量25m³/日以上が規制の対象となっている。

表61 鳥取県公害防止条例の汚水関係特定事業場一覧表

(平成9年3月31日現在)

保健所名 汚水関係特定 事業場の区分	鳥 取		郡 家		倉 吉		米 子		根 雨		合 計	
	届 出	50 m ³ / 日 以上										
1 集団給食施設	12	1	9		10	1	20		3		54	2
2 ドラム缶更生業							1				1	
3 車輛洗浄施設	172	1	72		198		177		45		664	1
合 計	184	2	81		208	1	198		48		719	3

表62 事業場に対する立入検査、改善指導状況

○水質汚濁防止法適用事業場

○鳥取県公害防止条例適用事業場

立入検査 事業場 延件数	排水調 査事業場 延件数	違 反 事業場 延件数	改善指導 延件数	改 善 命 令 件 数
740	645	6	28	0

立入検査 事業場 延件数	排水調 査事業場 延件数	違 反 事業場 延件数	改善指導 延件数	改 善 命 令 件 数
9	8	0	0	0

(注) 改善指導延件数は文書で指導を行った件数

○ 違反事業場の違反内容

業 種	件 数	違 反 項 目			
		SS	BOD	COD	フッ素
水産食料品製造業	2	1	1		
豆腐又は煮豆の製造業	1	1	1		
合 板 製 造 業	1			1	
パルプ、紙又は紙加工品の製造業	1		1		
酸又はアルカリによる表面処理施設	1				1
合 計	6	2	3	1	1

3 生活排水対策

(1) 下水道の整備

下水道は、住みよい都市づくりのために欠くことのできない基盤施設であるが、あわせて良好な水質環境の回復、保全のために大きな役割を果たしており、特に、有効な対策が乏しいうえ、公共用水域の汚濁原因となっている生活排水対策の切り札として、その重要性が一段と増してきている。

ア 公共下水道

県内の公共下水道の整備状況は表63のとおりであり 下水道の普及率は全国の約55%に対し、本県では32.3%とかなり遅れている。

表63 公共下水道の整備状況

市町村名	行政区域 人口 (A)	全体計画 面積	全体計画 処理人口	平成8年度末の整備状況			普及率 (B) / (A)
				整備面積	処理可能 面積	処理可能 人口 (B)	
	人	ha	人	ha	ha	人	%
鳥取市	145,367	3,578.5	159,630	1,515.2	1,515.2	87,148	60.0
米子市	135,939	4,706.0	128,440	882.2	882.2	47,100	34.6
倉吉市	50,861	1,411.5	54,210	623.3	623.3	23,768	46.7
境港市	37,799	1,697.0	42,800	324.4	322.5	8,723	23.1
国府町	8,466	86.8	5,200	46.5	46.5	1,866	22.0
岩美町	14,952	92.0	2,760	59.9	59.9	1,324	8.9
郡家町	10,329	174.0	5,600	85.6	85.6	2,610	25.3
河原町	8,787	167.0	7,100	24.7	24.7	1,323	15.1
八束町	6,001	45.0	1,810	10.5			
若瀬町	5,460	90.0	3,650	24.7			
智頭町	4,661	48.0	2,850				
高野町	10,276	96.0	4,300				
鹿野町	10,449	191.0	8,650	23.0			
青谷町	4,476	49.9	1,770	41.4	41.4	1,358	30.3
羽合町	8,804	98.0	3,500	6.9			
泊村	7,603	452.4	8,800	191.5	191.5	6,123	80.5
東郷町	3,248	43.0	2,110	15.0	15.0	660	20.3
三朝町	6,824	261.0	5,230	157.8	157.8	4,964	72.7
関金町	8,370	202.0	5,420	149.9	149.9	3,573	42.7
北条町	4,606	106.0	2,340	73.0	73.0	1,755	38.1
大赤町	8,265	271.8	11,210	47.3	43.9	2,293	27.7
西岸町	9,568	254.3	10,200	56.1	56.1	2,195	22.9
本郷町	8,882	290.0	8,700				
日吉村	8,361	129.5	4,950	28.8	28.8	1,360	16.3
淀江町	7,331	93.0	3,600				
大山町	2,847	48.0	1,700	39.3	39.3	1,297	45.6
中野町	9,361	323.0	12,480	15.0			
日野町	7,366	60.0	11,650	21.0	21.0	223	3.0
江府町	7,835	161.0	6,200				
溝口町	5,605	75.0	2,260	16.0	14.0	525	9.4
(33)	4,899	82.0	2,430	31.5			
その他の町村 (6)	4,394	39.0	1,650				
鳥取県計 (39)	5,613	45.0	1,800	14.0			
	35,826						
	619,431	15,466.7	535,000	4,524.5	4,391.6	200,188	32.3

注) 1 「行政人口」はH9. 3. 31現在の住民基本台帳(市町村振興課調べ)による。

2 鳥取市の計画面積、人口は国府町分を除く。

3 「その他の町村」は、福部村、船岡町、佐治村、東伯町、会見町、日南町である。

イ 流域下水道

流域下水道は、特定の水域の水質環境を保全するため、当該流域内の市町村の公共下水道による下水を受けて、これらの下水を効率的に処理する施設である。

県では、天神川、東郷池等天神川関連流域の水質保全を図るため、当該流域の下水道整備総合計画を策定し、これにもとづいて昭和49年に天神川流域下水道事業計画を決定、事業に着手して

いる。

この事業の概要は次のとおりであり 昭和59年1月から一部が供用開始された。

表64 天神川流域下水道事業概要

○処理区域面積・人口・汚水量

区 分	単 位	倉 吉 市	羽 合 町	東 郷 町	三 朝 町	関 金 町	北 条 町	合 計
予定処理区域	ha	(1,411.5)	(452.4)	(261.0)	(202.0)	(106.0)	(88.8)	(2,521.7)
		913.9	380.9	191.4	196.0	95.0	63.0	1,840.2
予定処理人口	人	(54,210)	(8,800)	(5,230)	(5,420)	(2,340)	(4,800)	(80,800)
		30,130	7,383	4,204	4,336	2,300	2,280	50,633
汚 水 量 (日最大)	m ³ /日	(84,176)	(30,868)	(15,705)	(17,350)	(3,660)	(6,488)	(158,247)
		23,496	12,954	8,120	11,128	2,880	1,054	59,632

(注) () 内は全体計画の区域及びその人口

() 外は下水道事業計画認可の区域及び人口

○施設概要 (下水道事業計画認可)

名 称	管 径	延 長	名 称	敷地面積	処理方式	処理能力	予定水質
	m	m		ha		m ³ /日	mg/l
倉 吉 幹 線	2,000~250	(18,918) 18,918	天神浄化 センター	約 12.16	標準 活性汚泥法	計画 (160,000) 現有 20,000	流入下水 BOD 150 SS 150 放流水 BOD 15 SS 15
東郷羽合幹線	1,100~900	(2,711) 2,711					
三朝幹線	1,350~900	(4,953) 4,953					
中江幹線	1,350~900	(1,995) 1,566					
合 計		(28,577) 28,148					

(注) () 内は全体計画

(2) 農業集落排水処理施設の整備

ア 農業集落排水事業の目的

本事業は農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水、汚泥又は雨水を処理する施設の整備又は改築を行い、もって生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的としている。

イ 農業集落排水事業の現状

農業集落排水施設は農業集落排水事業、農村総合整備事業により 昭和57年度に東郷町、日吉津村で着手し、平成8年度までに34市町村で実施されている。

県内における平成9年3月現在の農業集落排水事業実施地区は表65のとおりである。

表65 農業集落排水処理施設実施地区一覽表

事業名	市町村名	処理区名	集 落 名	計画人口 (人)	計画戸数 (戸)	計画日最大 汚水量 (m ³ /日)	処理方式	供 用 開 始 年 月
農 村 総 合 整 備	郡家町	野 町	野 町	180	39	59.4	土壤式	60.4
	船岡町	船 岡	坂 町 他2集落	1,810	343	598.0	OD	5.4
	八東町	日 下 部	上・下日下部	430	84	129.0	J-V	5.4
	河原町	佐 貫	佐貫・八日市	730	136	300.0	J-III	7.9
	用瀬町	大 用瀬村	鷹 狩 他7集落	1,720	318	567.6	OD	8.4
		古用瀬家奥	古用瀬・家奥	310	68	103.0	J-V	5.4
	気高町	土 居	土 居	240	40	79.2	J-V	5.7
		会 下	会 下	160	34	52.8	J-V	4.7
	鹿野町	法 楽 寺	法楽寺	150	28	49.5	J-V	1.7
		閉 野	閉 野	190	28	62.7	J-V	5.9
	小 畑	小 畑	140	26	46.2	J-V	6.9	
	岡 井	岡 井	150	28	49.5	J-V	63.7	
	来 日	来 日	100	20	29.7	J-V	4.9	
	河内下条	河内・下条	190	51	62.7	J-V	3.8	
モ デ ル 事 業	東郷町	宮 内	宮 内	180	35	59.4	接触	59.11
		川 上	川 上	250	48	82.5	回分式	1.3
		高辻方面	高辻・方面	230	47	79.5	J-II	4.8
		埴 見	埴 見	220	44	72.6	回転板	61.9
	関金町	松 河 原	松河原・泰久寺	677	160	224.4	J-III	
	中山町	赤 坂	赤坂・下甲	610	120	201.3	J-III	5.4
	大山町	末吉国信	末吉・国信	590	128	194.7	J-III	3.4
		上野福尾	上野・福尾	350	72	115.5	J-I	63.5
		大 山 口	大 山 口	900	149	264.0	J-III	5.5
	淀江町	福 岡	北尾・上淀	360	60	95.7	J-V	6.4
農 業 集 落	鳥取市	横 枕	横 枕	250	50	82.5	J-I	61.11
		倭文西	倭文西	680	123	224.4	J-III	2.4
		赤子田	赤子田	240	25	79.0	J-V	4.4
		船 木 他4集落	船 木 他4集落	820	180	267.3	J-III	2.4
		三 山 口	三 山 口	140	29	46.2	J-V	4.1
		北 村 他2集落	北 村 他2集落	370	63	95.7	J-V	5.4
		東桂見 他3集落	東桂見 他3集落	1,100	279	370.0	J-XI	6.10
		下味野 他3集落	下味野 他3集落	3,440	858	1,135.2	OD	10.4
		久未 他3集落	久未 他3集落	840	179	277.2	J-III	10.4
		福井坂 他4集落	福井坂 他4集落	280	59	92.4	J-XIV	9.7
	豊本	豊本	1,180	260	389.4	J-XI	10.4	
	明 高 豊	明 高 豊	280	66	92.4	J-I	10.4	
	尾 崎 他3集落	尾 崎 他3集落	770	205	254.1	J-XI	10.4	
排 水 事 業	国府町	国 分 寺	国分寺 他8集落	2,030	348	669.9	J-XI	
	福部村	山 湯 山	山湯山	280	56	92.4	J-I	9.7
		箭溪八重原	箭溪・八重原	280	61	92.4	J-I	
	郡家町	国 中	国中一区 他8集落	1,500	380	493.2	OD	
	船岡町	破 岩	破 岩	120	25	39.6	J-I	6.4
	八東町	安部中央	安井宿 他2集落	960	201	316.8	J-III	
		八東中央	茂 田 他9集落	1,850	413	590.7	J-XI	
		下 德 丸	下德丸	510	77	168.3	J-I	
	若桜町	吉 池 田 中	吉 川 屋 堂 他5集落	370	110	122.1	J-I	
		河 原 町	山 手 他8集落	840	248	277.2	J-III	
業	河原町	国 英	山 手 他8集落	1,040	228	343.2	J-III	9.10
	佐治村	津 刈 葛 古 余	津 刈 無 地 谷 市 戸	290	66	95.7	J-I	62.5
				210	45	69.3	J-I	63.3
				120	26	39.6	J-I	63.3
				220	49	72.6	J-I	2.3
			190	53	63.0	J-I	2.10	

事業名	市町村名	処理区名	集 落 名	計画人口 (人)	計画戸数 (戸)	計画日最大 汚 水 量 (m ³ /日)	処理方式	供 用 開 始 年 月	
農	佐治村	河津加加森尾	本野	110	21	29.7	J-I	2.10	
			津野	180	39	59.4	J-I	2.10	
			水山 <small>他6集落</small>	760	202	250.8	J-III	4.11	
			高山 <small>他3集落</small>	880	222	290.4	J-III	5.4	
			森坪・上大井	210	49	69.3	J-I	6.3	
			尾際 <small>他2集落</small>	380	104	125.4	J-I	6.11	
	智頭町	波多	波多・口波多	270	60	89.1	J-I	9.5	
	業	気高町	逢坂南	山宮 <small>他5集落</small>	940	198	310.2	J-III	8.8
				奥沢見・水尻	460	101	151.8	J-I	9.7
	集	青谷町	蔵日	蔵内	230	55	76.0	J-I	6.6
河原 <small>他3集落</small>				1,770	459	584.1	J-XI		
倉吉市		小横上	小田・古川沢	830	164	273.9	J-III	6.8	
			横田・オケ崎	690	148	227.7	J-III	7.7	
泊村		宇谷	上神 <small>他2集落</small>	1,060	271	349.8	J-XI		
			宇谷	920	178	303.6	J-XI	7.12	
東郷町		舎佐	北福 <small>他4集落</small>	970	222	330.0	OD	5.7	
			佐美	130	36	49.2	J-I	8.3	
三朝町		神東小	神倉	130	36	42.9	J-I	6.5	
			東小鹿	180	40	59.4	J-S	9.4	
落	関金町	山島	堀・今西	900	216	297.0	J-III		
			島	330	82	108.9	J-I	9.5	
排	東伯町	倉伊川	倉坂・一ツ屋	300	65	99.0	J-V	5.12	
			槻下 <small>他6集落</small>	770	181	254.1	J-III	6.11	
			森藤・杉下	400	91	132.0	J-I	7.12	
	米子市	尚五成尚大	橋本 <small>他4集落</small>	1,910	362	640.2	OD	7.9	
八幡谷 <small>他4集落</small>			2,070	402	683.1	OD	9.10		
水	中山町	中御山	奥別下 <small>他2集落</small>	2,380	530	785.4	OD		
			所郷 <small>他2集落</small>	540	129	178.2	J-III		
			下郷	890	215	293.7	J-XI		
			山口 <small>他5集落</small>	940	204	310.2	J-XI	8.4	
	名和町	名和	南御崎 <small>他9集落</small>	1,330	314	438.9	J-XV		
			東谷 <small>他5集落</small>	820	207	270.6	J-III	9.6	
	淀江町	本福	本宮	180	26	59.4	J-I	6.4	
			稻吉 <small>他7集落</small>	1,470	270	485.1	OD		
	日吉津村	日吉津	富吉 <small>他4集落</small>	1,770	318	584.0	OD	61.10	
			須村・丸山	510	121	168.3	J-III	7.7	
岸本町	須会	天万 <small>他6集落</small>	2,520	549	831.6	OD	5.8		
		田住 <small>他10集落</small>	1,570	394	518.1	OD	8.6		
会見町	会見小	山市 <small>他4集落</small>	760	168	250.8	J-III			
		柏尾 <small>他3集落</small>	1,120	251	369.6	OD	8.4		
西伯町	福旭	宇代 <small>他6集落</small>	860	189	283.8	J-III	9.5		
		武庫 <small>他7集落</small>	1,020	229	326.7	J-XI	7.4		
業	溝口町	川貝下助	筋田	210	49	69.3	J-I	8.11	
			貝屋	190	37	62.7	J-S		
江府町	下助	下蚊	90	20	26.4	J-S			
		沢助	110	30	36.3	J-S	9.12		
日野町	下黒	下黒坂	110	30	36.3	J-S	9.12		
		霞里 <small>他3集落</small>	1,600	349	448.8	J-XI	7.10		
日南町	生多	多里	980	336	323.4	J-XI			

事業名	市町村名	処理区名	集 落 名	計画人口 (人)	計画戸数 (戸)	計画日最大 汚 水 量 (m^3 /日)	処理方式	供 用 開 始 年 月
農業集落排水緊急整備事業	鳥取市	里 仁	東里仁・西里仁	1,450	212	478.5	J-XI	7.7
		西円通寺	西円通寺	310	95	102.3	J-I	
	郡家町	大 御 門	大 門 ^{他4集落}	1,080	234	356.4	J-XI	
	船岡町	準	見槻中 ^{他7集落}	1,500	383	495.0	OD	
	用瀬町	社 東	樟 原 ^{他3集落}	490	108	161.7	J-III	
	佐治村	ほ き 元	下大井・上葛谷	240	65	79.2	J-I	7.3
	智頭町	奥 山	芦津・八河谷	870	142	287.1	J-III	
		山 形	篠 坂 ^{他9集落}	1,370	343	452.1	OD	
	気高町	瑞 穂	重 高 ^{他2集落}	610	125	201.3	J-III	9.7
		逢坂北	睦 逢 ^{他2集落}	480	111	493.2	J-I	
	鹿野町	勝 部	寺 内 ^{他6集落}	590	130	194.7	J-III	9.4
	青谷町	勝 部	桑 原 ^{他7集落}	1,260	302	415.8	J-III	9.6
	倉吉市	東 尾	東 鴨 ^{他4集落}	1,250	338	412.5	J-XI	
		下 米	尾 原 ^{他3集落}	900	234	297.0	J-XI	
		積 米	下米積 ^{他3集落}	1,480	423	488.4	J-XI	
	泊 村	石 脇	石脇・小浜	790	157	260.7	J-XI	
	三朝町	穴 鴨	穴 鴨 ^{他2集落}	460	126	151.8	J-I	
	東伯町	古布庄	上法万 ^{他3集落}	420	112	138.6	J-I	
	上 郷	公 文 ^{他4集落}	720	163	237.6	J-III		
米子市	成実第二	新 山 ^{他3集落}	1,020	280	336.6	J-XII		
大山町	稲光平	稲 光 ^{他2集落}	1,100	176	363.0	J-XI	9.7	
岸本町	吉 定	吉 定 ^{他5集落}	890	225	293.7	J-III		
江府町	俣 野	池ノ内 ^{他2集落}	430	123	141.9	J-I		
機能強化	佐治村	葛 谷	葛 谷	20	7	6.6	既設処理場に接続	7.3
	東郷町	宮 内	宮 内	180	35	59.4	既設処理場強化	
	日吉津村	日 吉 津	富吉・海川	400	107	132.0	既設処理場に接続	

JARUS型汚水処理施設一覧表

日本農業集落排水協会型等名称	処 理 方 式	処 理 性 能 (mg/l 以下)				
		BOD	S S	COD	T N	T-P
JARUS-I型	沈殿分離及び接触ばっ気を組み合わせた方式	20	50	—	—	—
JARUS-II型	脱窒素を考慮した嫌気性ろ床及び接触ばっ気を組み合わせた方式	20	50	—	20	—
JARUS-III型	流量調整、嫌気性ろ床及び接触ばっ気を組み合わせた方式	20	50	—	—	—
JARUS-IV型	脱窒素を考慮した流量調整、嫌気性ろ床及び接触ばっ気を組み合わせた方式	20	50	—	20	—
JARUS-V型	嫌気性ろ床及び接触ばっ気を組み合わせた方式	20	50	—	—	—
JARUS-S型	沈殿分離及び接触ばっ気を組み合わせた方式	20	50	—	—	—
JARUS-XI型	回分式活性汚泥方式	20	50	—	—	—
JARUS-XII型	脱窒素を考慮した回分式活性汚泥方式 脱窒素、脱リン及びCOD除去を考慮	20	50	—	15	—
JARUS-XIC型	した回分式活性汚泥方式	10	15	15	15	3
JARUS-XIV型	連続流入間欠ばっ気方式	20	50	—	15	—
JARUS-XV型	間欠流入間欠ばっ気方式	10	15	15	10	3
OD方式	オキシデーションディッチ方式	20	50	—	—	—

(3) コミュニティ・プラントの整備

下水道計画区域外の地域において、101人以上3万人未満を処理対象として、し尿と生活雑排水を併せて処理する廃棄物処理施設である。

県内におけるコミュニティ・プラントの整備状況は、第9章のとおりである。

(4) 生活排水対策実践活動

中海については、平成2年3月策定の湖沼法に基づく「中海に係る湖沼水質保全計画」に基づき、計画の主要施策の一つである生活排水対策として、流域内において養成した411名の生活雑排水対策推進員を中心として、浄化実践活動が積極的に展開されている。湖山池についても、平成3年11月に「湖山池水質管理計画」を策定するとともに、流域内に107名の生活雑排水対策推進員を養成し、地域に密着した、よりきめ細かな浄化実践活動の積極的な展開を図っている。また、テレビスポット放映、パンフレット作成配布等各種普及活動を実施した。

(5) その他

浄化槽には、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽がある。合併処理浄化槽は生活雑排水を含めて処理することとなるため生活排水対策としては、有効な処理方法である。

なお、浄化槽については、第9章に記載している。